

(独)日本学生支援機構(JASSO) 奨学金貸与事業の概要



高等教育局学生・留学生課

平成24年6月

I. 事業の概要	2
II. 奨学金の貸与について	12
III. 奨学金の返還について	31
IV. これまでの取組	46
V. 今後の課題	56

I . 事業の概要

我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとして、国の施策と密接に連携しつつ、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業を総合的に実施。

奨学金貸与事業

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助

学生生活支援事業

大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導についての支援

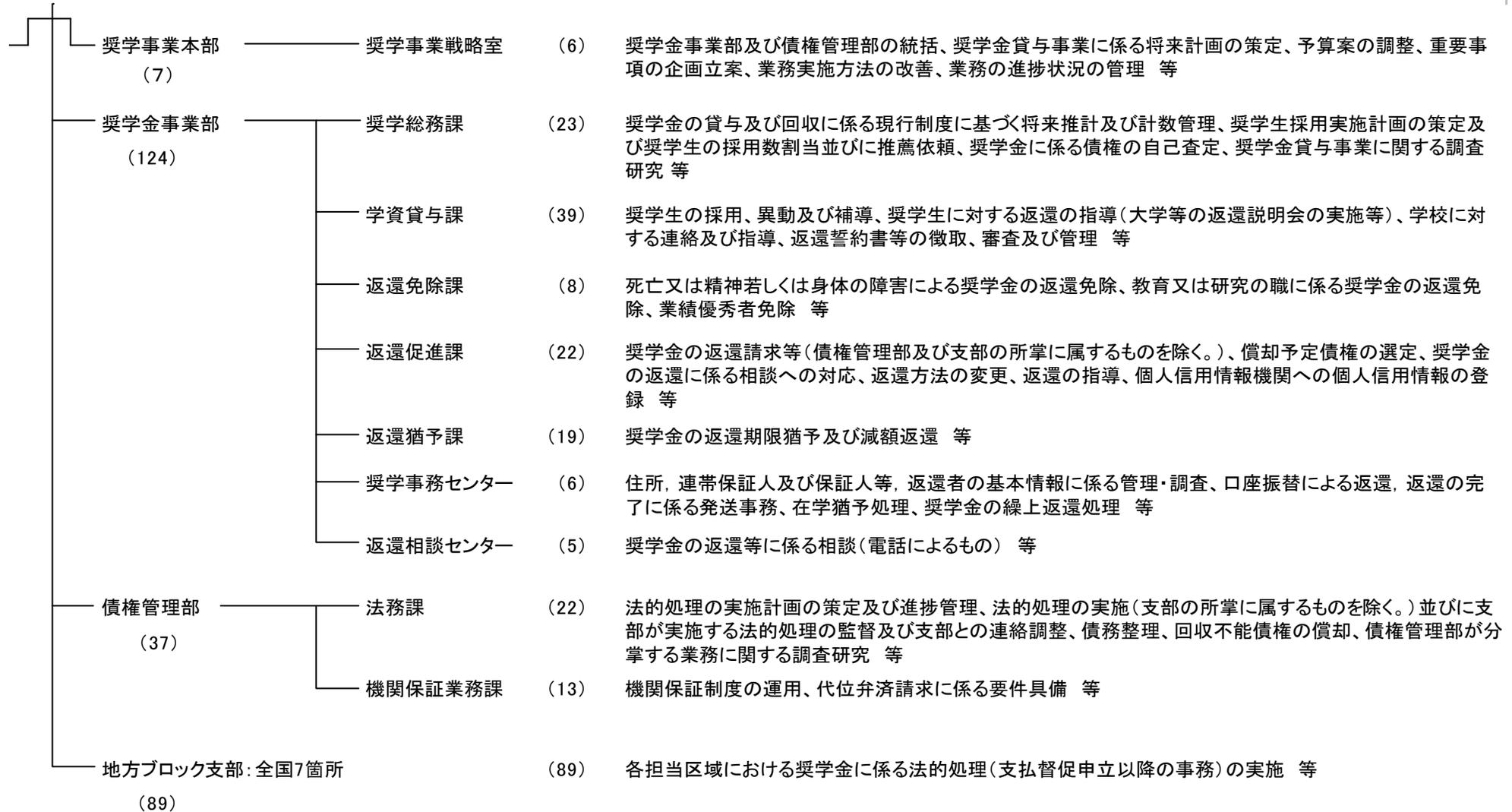
留学生支援事業

留学生交流の推進を図るための事業

我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与。(日本学生支援機構法第3条)

奨学金貸与事業関係部署の概要

<平成24年4月現在>



※ ()括弧内は定員数

※ 平成22年度まで奨学金事業部で実施していた「学生生活調査」については、学生生活の実態を把握し、それを学生支援全体へ波及させていくため、「学生生活に関する基礎調査」とともに、平成23年度4月から、学生生活部 学生生活計画課 調査・分析係で実施

(独)日本学生支援機構の奨学金貸与事業の基本的性格

- 国の事業として実施している**奨学金事業**は、日本国憲法(第26条)、教育基本法(第4条第3項)に基づき、**政府が責任をもって積極的かつ確実に取り組むべき重要な教育施策**であり、**経済的理由により修学に困難がある優れた学生等**に対し、**教育の機会均等及び人材の育成の観点から実施**。
- 奨学金事業は、①**限られた財源の中で、奨学金を希望する学生を幅広く対象とする必要があること**や、②**返還を通じて学生の自立心や自己責任、さらには社会への貢献・還元の意識の涵養等の教育的効果**も勘案し、**制度創設以来、貸与制で実施**。
- 奨学金事業は、**経済的に困窮している家庭の無収入の学生**に対し、「**無担保**」、「**無審査(無与信)**」で、**在学中は返還を求めず**、利息については**無利息又は低利息**、かつ**長期間(20年間)**にわたって奨学金を貸与。
- 奨学金事業は、公共性の見地から**確実に実施する必要がある**、同事業を**安定的かつ効果的に実施するために独立行政法人日本学生支援機構において実施**。
- 日本学生支援機構の**奨学金事業**は、
 - ①国が資金を提供し、
 - ②各大学が具体的な奨学金の貸与の手続きを行い、
 - ③日本学生支援機構が総括し、回収業務を行う形で、いわば、**国と各大学、日本学生支援機構が三者一体**となっていて行われている。
- 奨学金の回収は、日本学生支援機構が**第一義的な責任を有するもの**の、奨学金事業の貸与資格の確認や資金貸与の手続き、卒業後の返還に係る指導は大学が行うものであり、**奨学金事業の改善・充実には、日本学生支援機構と大学との一層の連携協力を図っていく必要がある**。

日本国憲法、教育基本法及び独立行政法人日本学生支援機構法

日本国憲法 第26条(第1項)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

高等教育段階における教育費負担の軽減の現状

1 大学が行う授業料等減免措置

【国立大学】

	平成23年度予算	平成23年度 補正予算 (第1号)	平成23年度 補正予算 (第3号)	平成24年度予算 ※復旧・復興枠を含む
予算額	225億円 (29億円増)	7億円	9億円	268億円 (43億円増)
対象	学部・修士：7.3% 博士：12.5% 約4.2万人	被災学生 約0.3万人		学部・修士：8.3% 博士：12.5% 約5.0万人 (被災学生分：約0.2万人)

※平成24年度予算案の予算額268億円には、被災学生分の入学料免除枠（1億円）を含む。

	平成22年度予算額	平成22年度実績
金額	196億円	295億円
対象	学生数の6.3% (全額免除) 約3.7万人	約15.7万人 (内訳) 全額免除 77億円(約2.9万人) 半額免除 123億円(約9.2万人) 一部免除 1億円(約0.1万人) その他 94億円(約3.5万人)

【私立大学】

	平成23年度予算	平成23年度補正 予算 (第1号)	平成23年度 補正予算 (第3号)	平成24年度予算
予算額	49億円 (9億円増) ※1	34億円 ※2	14億円 ※2	58億円 ※3 61億円 ※2
対象	学生数の約1.6%程度 (約3.3万人の見込み)	被災学生 約1.2万人		約5.4万人 (被災学生分：約1.9万人)

※1 授業料減免等の1/2を補助、49億円のうち3億円は学生の経済的支援体制の構築への支援
 ※2 東日本大震災による被災学生に対して、授業料減免等の2/3を補助
 ※3 授業料減免等の1/2を補助、58億のうち3億円は学生の経済的支援体制の構築への支援

	平成22年度予算額	平成22年度実績
金額	40億円	40億円
対象	学生数の 約1.4%程度 (約2.9万人見込)	学生数の1.4% 2.9万人

2 (独)日本学生支援機構の奨学金貸与事業

	平成23年度予算	平成23年度補正予算(第1号)	平成24年度予算
予算額 [一般会計等措置額]	事業費総額：1兆781億円 [1,241億円]	緊急採用奨学金(無利子) ：35億円	事業費総額：1兆1,263億円 [1,267億円] (うち復興特会 38億円)
貸与人員 (対前年度比)	27万2千人(8万8千人増) ○無利子：35万8千人(9千人増) ○有利子：91万4千人(7万9千人増)	○無利子：約4.7千人	133万9千人(6万7千人増) ○無利子：38万3千人(2万5千人増) ※新規増 1万5千人(うち被災者枠6千5百人)、 前年度までの新規増分の進級に伴う増 1万人 ○有利子：95万6千人(4万2千人増) ※前年度までの新規増分の進級に伴う増等

1. 公的支援の現状

日本は授業料が高く、奨学金が低い水準

(ドル) 大学授業料と奨学金等の支援状況



学生の奨学金等の受給率(%)

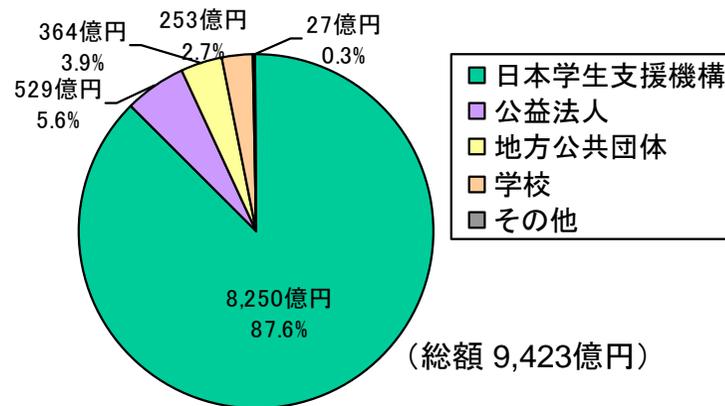
(注) アメリカは私費負担割合が高いが、奨学金が充実

- ・OECDインディケーター(2009)の図B5.3をもとに作成
- ・「~を含む」は、出典の図には明記されていないが、そのモデルに含まれると思われるもの
- ・韓国は、期成会費(授業料と別に大学が独自に設定)を含む

モデル1: 授業料が無償又は低く、学生支援がかなり手厚い
 モデル2: 授業料が高く、学生支援がよく整備されている
 モデル3: 授業料が高く、学生支援が比較的整備されていない
 モデル4: 授業料が低く、学生支援があまり整備されていない

2. 奨学金支給額

金額ベースでは、日本学生支援機構の奨学金が約9割

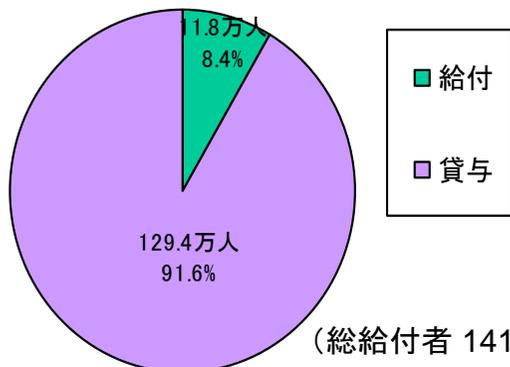


(総額 9,423億円)

(独) 日本学生支援機構「平成19年度奨学事業に関する実態調査」を基に作成

3. 給付・貸与比率

奨学金支給者数に占める給付型は8%程度で、全体の9割が貸与(日本学生支援機構の奨学金は貸与制で実施)



(総給付者 141.2万人)

4. 国の制度による奨学金の諸外国の状況

諸外国では給付による奨学金制度も存在

区分	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ	日本
奨学金形態 (学生の割合)	給付 (23%)	半額給付・ 半額貸与 (25%)	給付(62%) 貸与(80%)	給付(34%) 貸与(66%)	貸与(34.1%)
(参考) 授業料と奨学金 等の支援状況	モデル4 (授業料が低く、学生支援があまり整備されていない)		モデル2 (授業料が高く、学生支援がよく整備されている)		モデル3 (授業料が高く、学生支援が比較的整備されていない)

(独) 日本学生支援機構「平成19年度奨学事業に関する実態調査」を基に作成

「教育指標の国際比較(平成23年度版)」(文部科学省)

(独)日本学生支援機構の奨学金貸与事業と教育ローンとの比較

区分	奨学金貸与事業(教育支援)	国の教育ローン(金融)	教育ローン(金融)
実施機関	(独)日本学生支援機構	(株)日本政策金融公庫	(株)三菱東京UFJ銀行
目的	教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、学生本人に対して学資の貸与を行う。	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般等の資金調達を支援するため、保護者又は学生本人(社会人等のみ)に対して、主に入学時の費用を一括して融資する。	入学または進学の際に一度にまとめて必要となる資金需要に応えるため、保護者又は学生本人(社会人のみ)に対して教育資金を融資する。
貸付対象	学生本人(無資力)	保護者(独立して生計を維持している場合のみ学生本人)	保護者又は学生本人(社会人のみ)
貸与基準	○学力、家計 [家計支持者(世帯)の年入] 【無利子】 955万円程度 【有利子】 1,207万円程度 ・低所得者に優先的に貸与(無審査) ・貸与期間中の「適格認定」(大学等との連携)	○家計 [世帯の年収] 890万円以下(給与所得者・子供2人) (審査により融資を断られることがある)	○家計 [一定額以上の収入、安定かつ継続した収入の見込み、勤続年数等の返済能力] (審査により融資を断られることがある)
金額	【無利子】 月額3万円, 5.4万円から選択(私立大学自宅通学の場合) 【有利子】 月額3, 5, 8, 10, 12万円から選択(大学等の場合)	一時金として300万円以内	10万円以上500万円以内
利息	【有利子(上限3%、在学中は無利息)】 利率見直し方式 0.40% 利率固定方式 1.22%(H24年4月現在) (財政投融资資金借入利率に連動)	固定利率 : 2.55%(H24年4月現在)	変動利率 : 2.775%(H24年4月現在)
返済期間	卒業後20年以内 (在学中は返還猶予)	15年以内 (在学中は利子のみの返済とすることが可能)	10年以内 (在学中は利子のみの返済とすることが可能)

(独) 日本学生支援機構

無利子・有利子貸与 ※在学中は無利息

回収・返還相談、返還猶予・減額返還・返還免除手続き

貸与中:約123万人

返還中:約292万人
うち3ヶ月以上延滞
約20.8万人

入学

卒業

高校生等

[貸与人数]	新規	継続	計
無利子:	11.9	24.3	36.2 万人
有利子:	30.9	56.1	86.9 万人

(22年度実績)

[平均貸与月額]	[平均貸与総額]
無利子: 5.9万円	学部生:295.5万円
有利子: 7.3万円	大学院生:378.7万円

[適格認定]

毎年、貸与継続を希望する奨学生の
経済・学生生活・学修状況を確認

在学中 : 学部生、大学院生等

返還が困難な者への措置

[返還猶予]

- ・経済的理由等により返還が困難な者の返還を猶予
- ・要件: 年収300万円以下(目安)
- ・猶予件数: 延べ6万件(22年度)

[減額返還]

- ・経済的理由等により返還が困難な者の中で、当初約束した割賦金を減額すれば返還可能である者の割賦金を、一定期間、1/2に減額
- ・要件: 年収300万円以下(目安)
- ・平成23年1月から開始

[返還免除]

- ・死亡・心身障害免除 : 約1,000件(22年度)
- ・特に優れた業績による返還免除(無利子・大学院生): 約8.8千件(22年度)
- ・教育・研究職免除(無利子): 約8.2千件(22年度)(16年度以降の採用者より廃止)

返還可能な延滞者への措置

- ・督促: 延滞1~3月未満
- ・個人信用情報機関への登録: 延滞3ヶ月以上
- ・サービサーによる回収: 延滞3ヵ月~9ヶ月未満
- ・法的措置: 延滞9ヶ月~

(22年度)
予約採用候補者数 25.5万人
予約採用者数 19.9万人

高校生:大学等へ進学を希望する者は「予約奨学金」へ申請

入学時特別増額貸与奨学金

(有利子)

- ・給与所得世帯で400万円以下(目安)
- ・10、20、30、40、50万円から選択
- ・4.7万人(22年度実績)

通常の採用: 4月~7月
年間を通じて家計急変などによる
「緊急採用(無利子)」「
「応急採用(有利子)」を実施。
※22年度は約4千人(22年度実績)

返還期間 : 最長20年

- ・減額返還の場合 25年
- ・経済困難等による返還猶予の場合 25年
- (減額返還・返還猶予を併用の場合 30年)

平成24年度予算

事業費総額: 1兆1,263億円

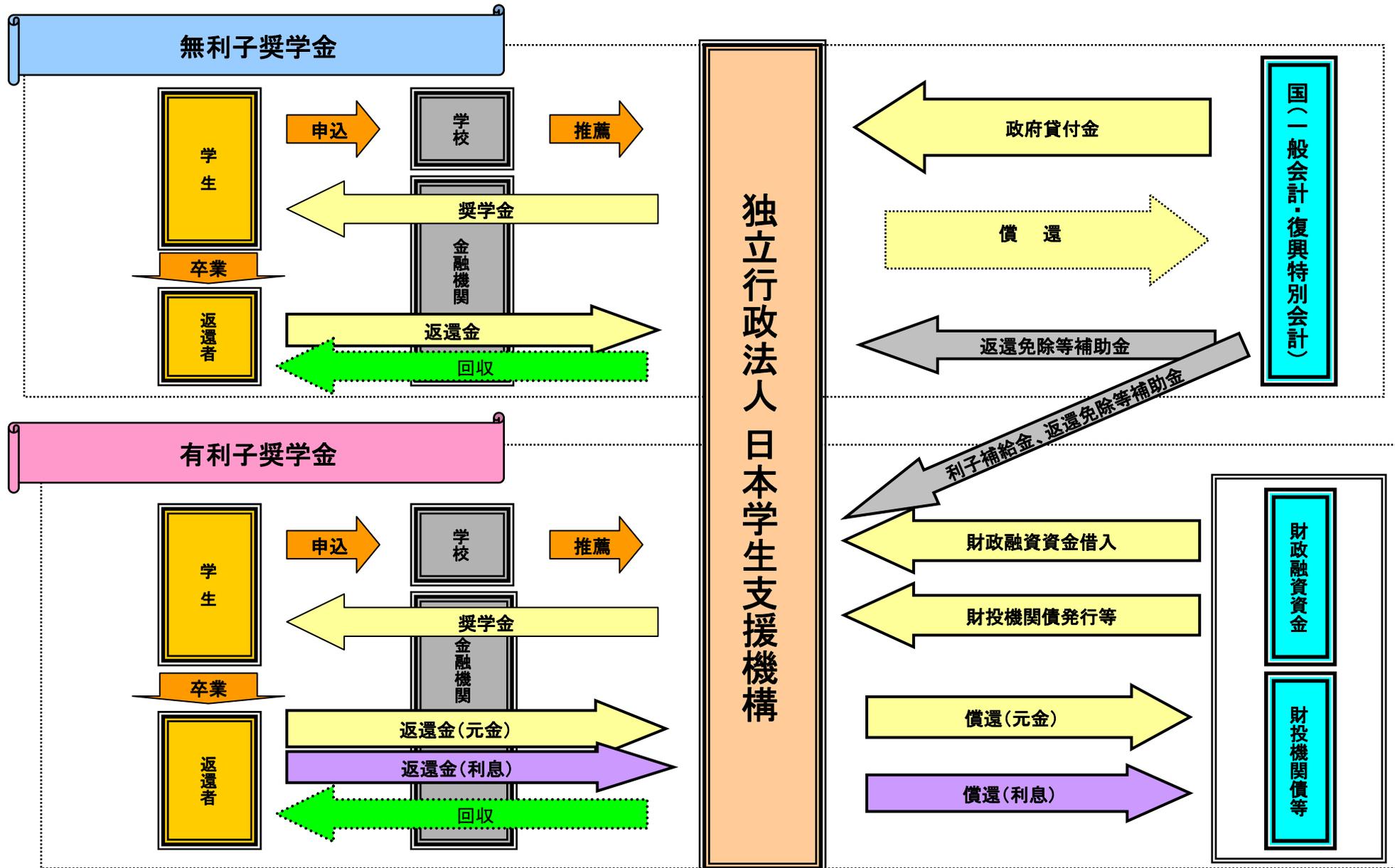
貸与人員: 133万9千人(6万7千人増)

無利子: 38万3千人(2万5千人増)(新規増1万5千人、前年度までの新規増分の進級に伴う増1万人)

有利子: 95万6千人(4万2千人増)(前年度までの新規増分の進級に伴う増等)

○「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の新設

意志ある学生等が安心して教育を受けられる環境を整備するため、低所得世帯(年収300万円以下)の学生等を対象とし、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を新設。



Ⅱ. 奨学金の貸与について

奨学金の種類

区分	第一種奨学金(無利息) (昭和18年度～)		第二種奨学金(利息付) (昭和59年度～)
	所得連動返還型 (平成24年度～)		
対象学種	大学・短大、大学院、高等専門学校、 専修学校専門課程		大学・短大、大学院、高等専門学校(4・5年生)、 専修学校専門課程
貸与月額	学生が選択(高い月額、低い月額) ※私大・自宅外通学の場合 高い月額: 64,000円、低い月額: 30,000円		学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択
貸与基準 (大学)	学力	①高校成績が3.5以上(1年生) 又は ②大学成績が学部内において上位1/3以 内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると 認められる学生 又は ③勉学意欲のある学生
	家計	955万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者 が給与所得者の場合の目安	1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与 所得者の場合の目安
返還方法	卒業後20年以内	卒業後、一定額の収入(年 収300万円)を得るまでの間 は返還期限を猶予	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息	—	—	上限金利3%(在学中は無利息) 利率固定方式と利率見直し方式の選択制(19年度～)

奨学金貸与事業の概要(平成24年度予算)

(独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実

教育の機会均等や人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するとともに、学ぶ意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金事業の充実を図る。

平成24年度予算

貸与人員 : 133万9千人(6万7千人増)

事業費総額 : 1兆1,263億円(482億円増)

貸与人員の増

◇ 無利子奨学金 2万5千人増 [※1] ◇ 有利子奨学金 4万2千人増 [※2]

※1 新規増 1万5千人(うち被災者枠6千5百人)、前年度までの新規増分の進級に伴う増 1万人

※2 前年度までの新規増分の進級に伴う増等

「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の新設

◇ 低所得世帯(年収300万円以下)の学生等を対象とし、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返済期限を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学金制度」※を新設。

※ 本制度により貸与を受けた本人が、失業・低所得等の場合(原則年収300万円以下)の返済猶予期限(現行5年間)の撤廃

区 分		無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸 与 人 員		38万3千人(2万5千人増)	95万6千人(4万2千人増)
事 業 費		2,767億円(171億円増)	8,496億円(311億円増)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金		一般会計・復興特会(政府貸付金) 796億円(90億円増) [うち復興特会 38億円]	財政融資資金 8,383億円(695億円増)
貸 与 月 額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学 力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において 上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家 計	・955万円以下 [私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合] ・300万円以下 【所得連動返済型】	1,207万円以下 [私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合]
返 還 方 法		・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返済期限を 猶予【所得連動返済型】	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸 与 利 率		無 利 子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成24年5月現在) 利率見直し方式 利率固定方式 (5年毎)0.30% 1.08%

奨学金貸与事業に係る予算の内訳(平成24年度)

単位:百万円

事業費合計 (a + c) ※		1,126,315	
無利子貸与	事業費総額 a	276,735	
	財源	政府貸付金 b	75,784
		政府貸付金(復旧・復興枠)	3,768
		返還金等	197,183
有利子貸与	事業費総額 c	849,580	
	財源	財政融資資金	838,300
		財投機関債	180,000
		財政融資資金等償還金	△ 980,742
		返還金	337,262
		民間資金借入金	474,760
利子補給金 d	22,040		
返還免除等補助金 e		5,040	
高等学校等奨学金事業交付金 f		20,037	
一般会計予算額 (b + d + e + f)		126,669	

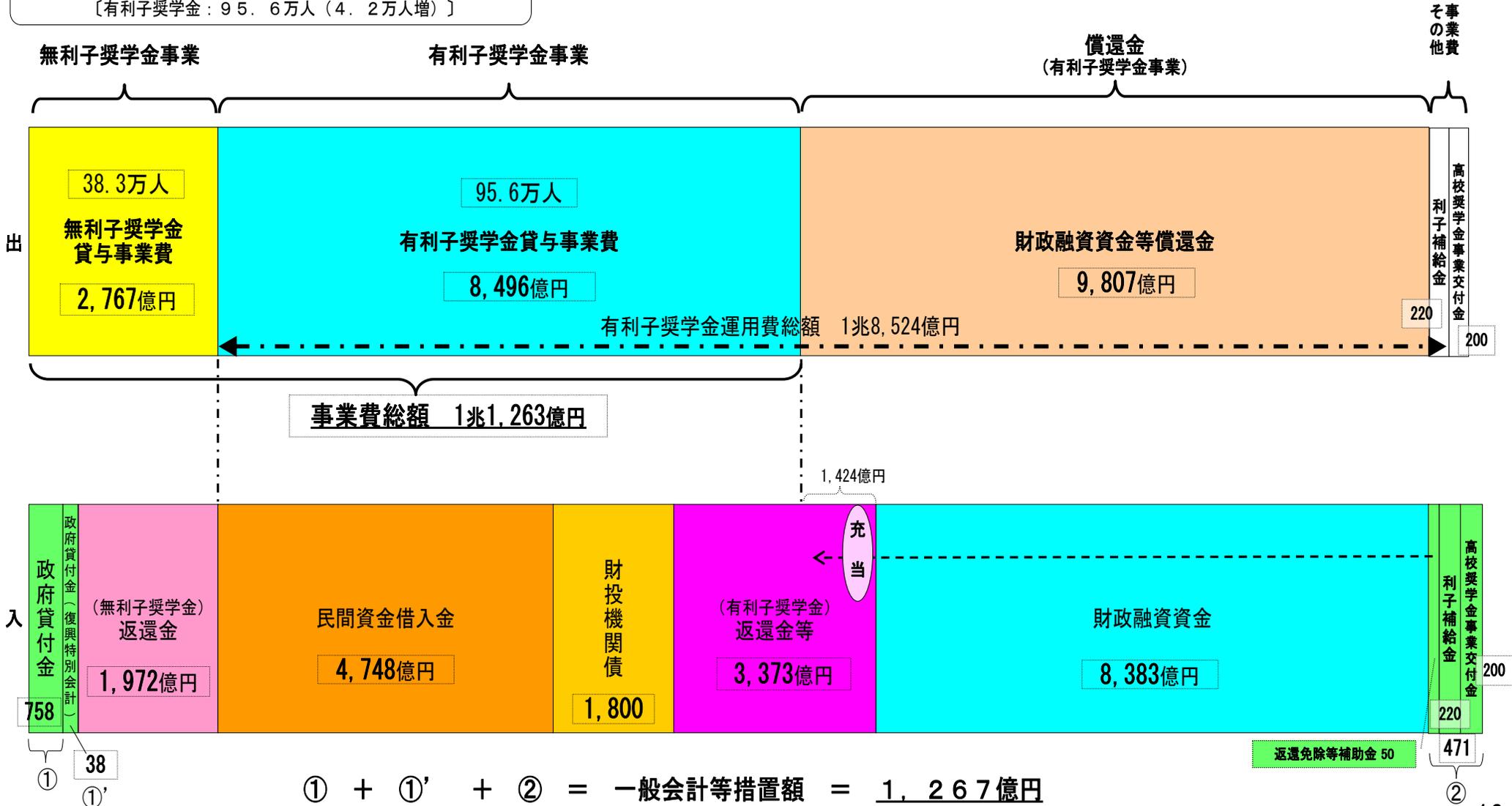
※ 奨学金貸与事業に係る経費 55億円を除く

奨学金貸与事業の財源構造(平成24年度予算)

貸与人員：134万人(前年度比6.7万人増)

[無利子奨学金：38.3万人(2.5万人増)]

[有利子奨学金：95.6万人(4.2万人増)]



「所得連動返還型無利子奨学金制度」の新設

制度の趣旨

- 家計の厳しい学生等（給与所得世帯の場合、年収300万円以下相当）の将来の返済の不安を軽減し、予見性を持って、安心して進学等できるようにするため、卒業後に一定の収入（年収300万円）を得るまでの間、返還期限を猶予するもの。

（平成24年度予算要求では給付型奨学金を要求したが、平成23年12月の政府・与党会議の議論も踏まえ、無利子奨学金の大幅拡充や、「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を新設することとした。）

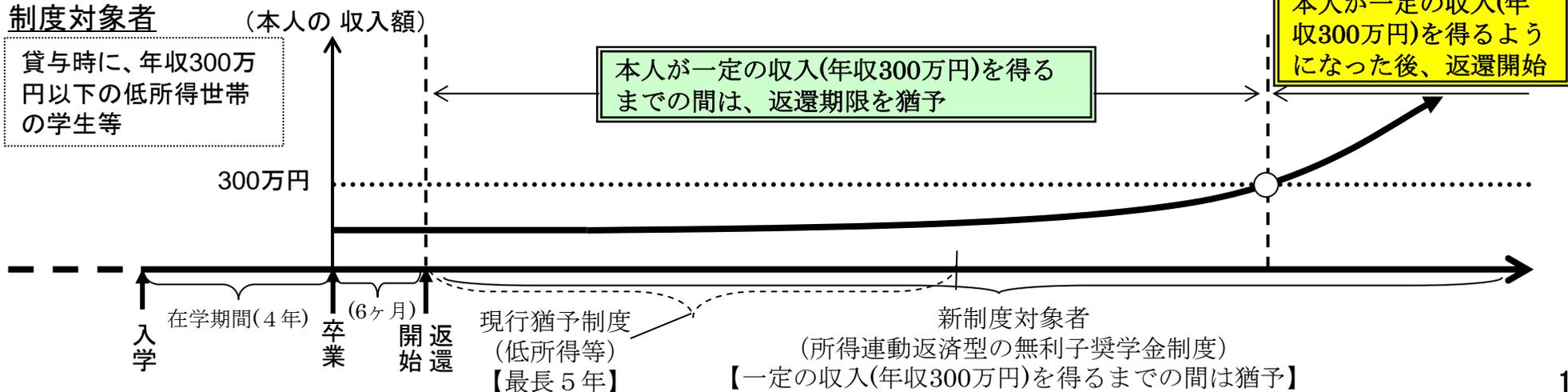
➤ 将来的には、社会保障・税番号制度を活用した所得連動返還型の奨学金制度の構築に向けての第一ステップとしても位置付ける。

制度の概要

- 対象：無利子（第一種）奨学金の貸与基準を満たす者のうち、家計の厳しい学生等（給与所得世帯の年収300万円以下相当）（大学院を除く）
- 猶予期間：卒業後、本人が一定の収入（年収300万円）を得るまでの間は、返還期限を猶予
 - ※ 現行では返還時「経済困難による返還猶予」の期間制限あり（最大5年間）
 - ※ 卒業後の本人所得の捕捉が必要。但し、基本的には本人からの申告であるため、正しい申告を行って貰う工夫が必要。
- 運用開始時期：平成24年4月（平成24年度採用者から適用）

制度対象者

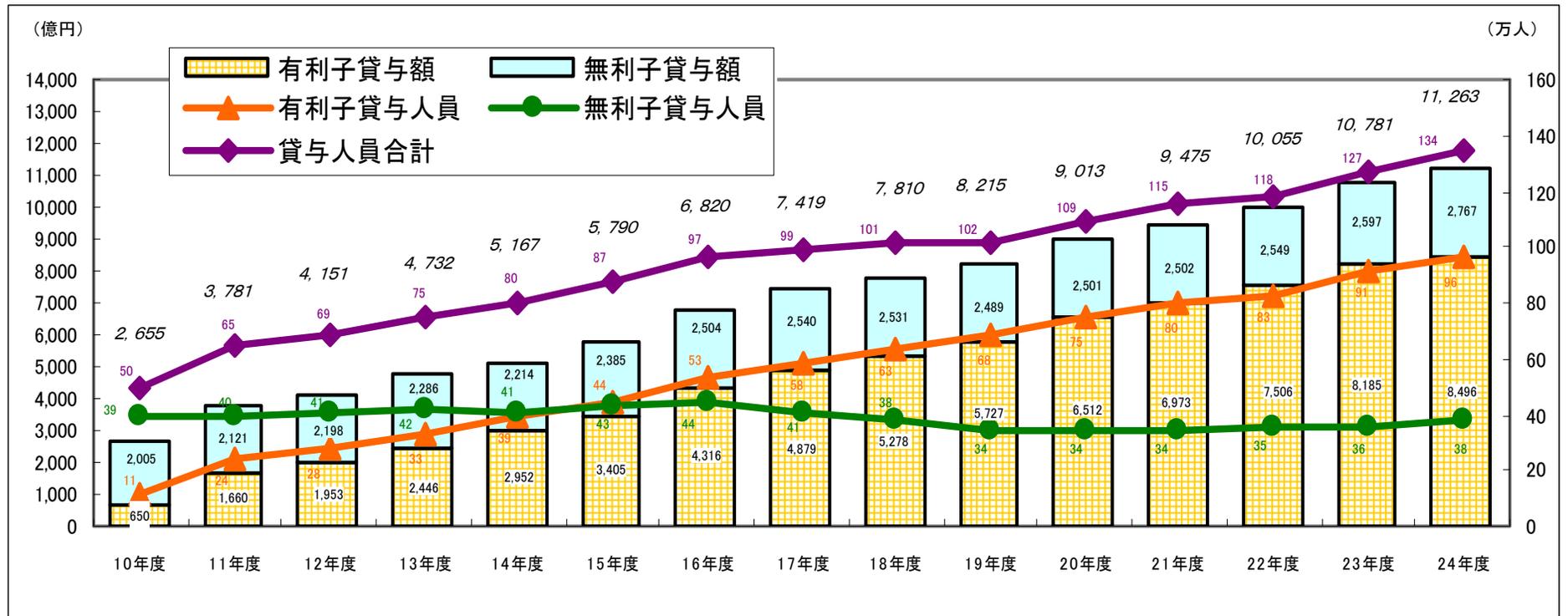
貸与時に、年収300万円以下の低所得世帯の学生等



貸与規模の拡大

- 第一種、第二種奨学金の当初予算額が年々拡大している。特に第二種奨学金が飛躍的に伸びている。
- これに伴い貸与人員も増加の一途。直近の10年間では貸与人員が約1.5倍(平成15年度:866千人→平成24年度:1,339千人)に拡大し、大学生の約3人に1人、大学院生の約2.5人に1人の割合(平成22年度実績)で貸与している。

【奨学金事業予算の推移】 有利子奨学金の事業規模は、平成11年度以降、急速に拡大。



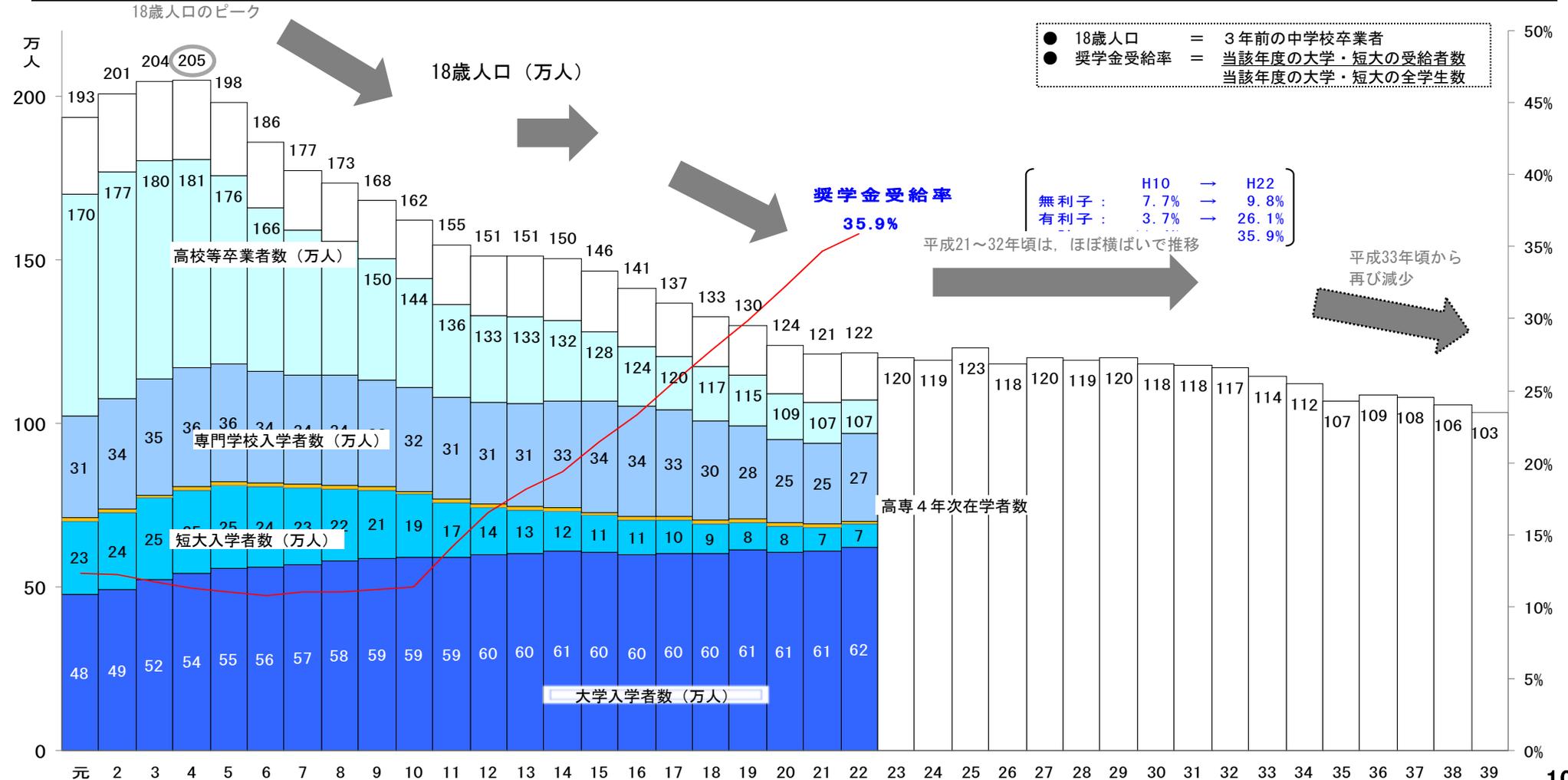
※1 上記は、日本学生支援機構(平成15年度以前は日本育英会)実施分のみであり、平成17年度から順次都道府県に移管した高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。

※2 上記は当初予算である。

18歳人口と奨学金受給率の推移

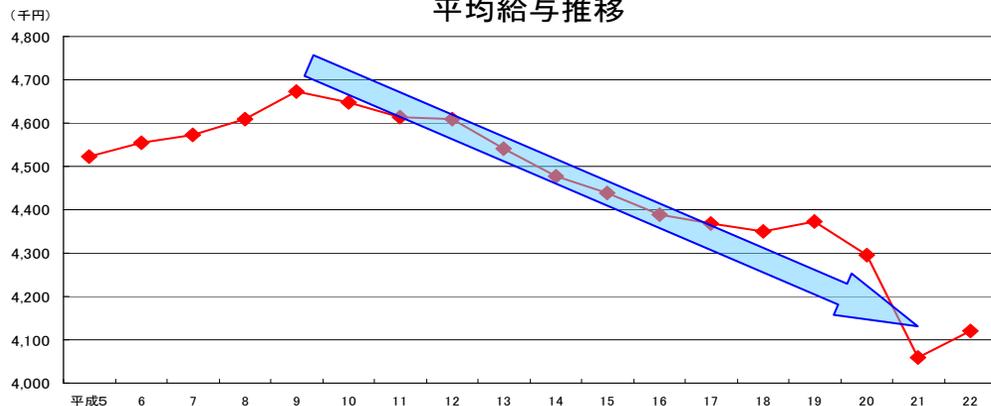
18歳人口は、平成21年～32年頃まで、ほぼ横ばい(約120万人)で推移し、その後減少。

大学・短期大学の全学生数に対する日本学生支援機構奨学金の受給率は、平成11年度以降、急激に上昇し、平成22年度では35.9%(97万2千人)。



① 平成9年以降、平均給与は年々減少傾向。

平均給与推移

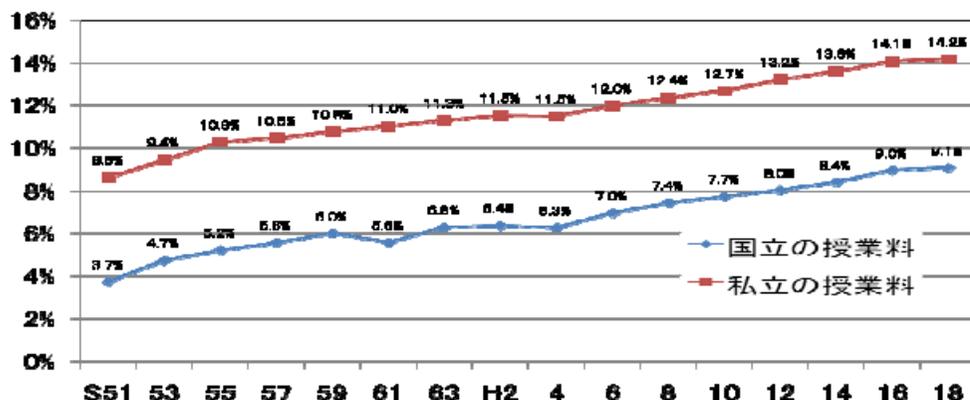


注1) 各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象とした抽出調査
注2) 民間の給与所得者の給与所得について源泉徴収義務者(事業所)の支払額に着目し集計を行ったものであり、複数の事業所から給与の支払を受ける等その個人の所得全体を示したものではない。

「民間給与実態統計調査結果」(国税庁)より作成

② 勤労者(40~49歳)の平均年収に対する授業料の割合は国立大学で9.1%、私立大学で14.2%となっており、年々増加。

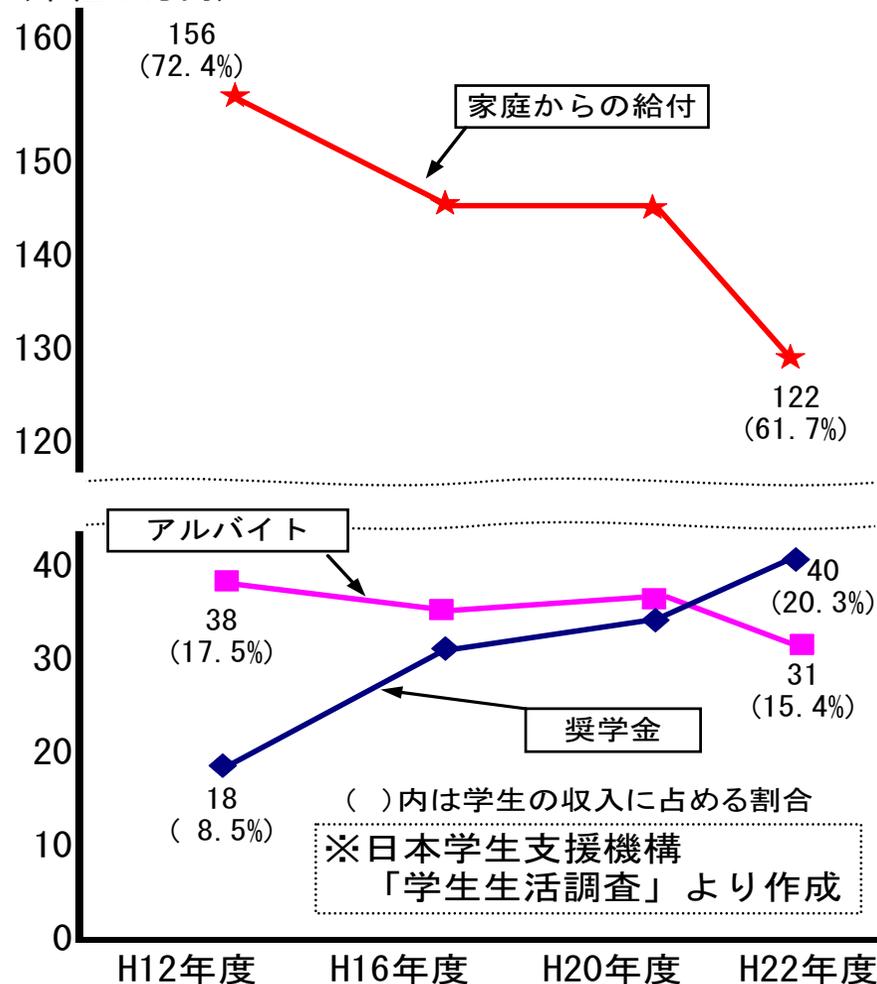
勤労者(40~49歳)の平均年収に対する授業料の割合



平均授業料は、広島大学高等教育研究開発センターの高等教育統計データ集に掲載(「40~59歳平均給与額」は「賃金構造基本統計調査」から算出)

③ 学生生活費における家庭からの給付は減少し、奨学金の受給が増加するなど、各家計の負担は限界を超えつつある。

(単位：万円)



奨学金の貸与月額と返還例

■ 第一種奨学金(無利息)

区分 (貸与月数)		通学	貸与月額 円	貸与総額 千円	月賦金額 円	返還回数 回(年)	
大学 (48ヶ月)	国・公立	自宅	45,000	2,160	12,857	168(14)	
		自宅外	51,000	2,448	13,600	180(15)	
	私立	自宅	54,000	2,592	14,400	180(15)	
		自宅外	64,000	3,072	14,222	216(18)	
			※ 30,000	1,440	9,230	156(13)	
短大 専修 <専門> (24ヶ月)	国・公立	自宅	45,000	1,080	7,500	144(12)	
		自宅外	51,000	1,224	8,500	144(12)	
	私立	自宅	53,000	1,272	8,833	144(12)	
		自宅外	60,000	1,440	9,230	156(13)	
			※ 30,000	720	6,666	108(9)	
大学通信一面接授業期間(1ヶ月)			88,000	88	3,666	24(2)	
大学院	修士課程(24ヶ月)		50,000	1,200	8,333	144(12)	
			88,000	2,112	12,571	168(14)	
	博士課程(36ヶ月)		80,000	2,880	15,000	192(16)	
			122,000	4,392	18,300	240(20)	
高専 (36ヶ月 + 24ヶ月)	国・公立	自宅	21,000 (45,000)	1,836	10,928	168(14)	
		自宅外	22,500 (51,000)	2,034	12,107	168(14)	
	私立	自宅	32,000 (53,000)	2,424	13,466	180(15)	
		自宅外	35,000 (60,000)	2,700	15,000	180(15)	
				※ 10,000	1,080	7,500	144(12)
				※(30,000)			

●高専の()内月額は、平成24年度入学者が4年次に進級したときに適用します。
※学校の種類・国公私・通学形態にかかわらず、大学・短大・専修学校専門課程では貸与月額30,000円を、高等専門学校では貸与月額10,000円(4・5年30,000円)を選択することができます。

■ 第二種奨学金(利息付)

<貸与月額>

区分	貸与月額(自由選択)
大学・短大・高専<4・5年>・専修<専門>	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から選択
私立大学 医・歯学課程	12万円を選択した場合に限り、4万円の増額可
私立大学 薬・獣医学課程	12万円を選択した場合に限り、2万円の増額可
大学院	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択
法科大学院	15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可

<返還例> 大学学部・貸与期間48ヶ月の場合

貸与月額 円	貸与総額 円	返還総額 (年利率 3%) 円	返還総額 (※年利率 1.22%) 円	月賦金額 (年利率 3%) 円	返還回数 (年利率 3%) 回(年)
30,000	1,440,000	1,761,917	1,566,492	11,293	156(13)
50,000	2,400,000	3,018,568	2,641,786	16,769	180(15)
80,000	3,840,000	5,167,586	4,352,320	21,531	240(20)
100,000	4,800,000	6,459,510	5,440,429	26,914	240(20)
120,000	5,760,000	7,751,445	6,528,526	32,297	240(20)

●奨学金申込時に

- ①利率固定方式(貸与終了時に決定する利率を返還完了まで適用)、
- ②利率見直し方式(返還期間中おおむね5年毎に見直される利率を適用)、

のうちから、利率の算定方法を選択します。

※利率固定方式を選択した場合の平成24年4月現在の利率

奨学金の貸与基準(平成24年度)

◎大学(学部)

区分		通学形体	家計基準 (給与所得者4人世帯)	学力基準
無 利 子	国 公 立	自宅	907万円	<1年生> 高校成績3.5以上
		自宅外	951万円	
	私 立	自宅	955万円	<2年生以上> 大学成績が、学部内において上位1/3以上
		自宅外	998万円	
有 利 子	国 公 立	自宅	1,159万円	①高校成績又は大学成績等が平均水準以上と認められる者、又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる者、又は ③学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
		自宅外	1,203万円	
	私 立	自宅	1,207万円	
		自宅外	1,250万円	

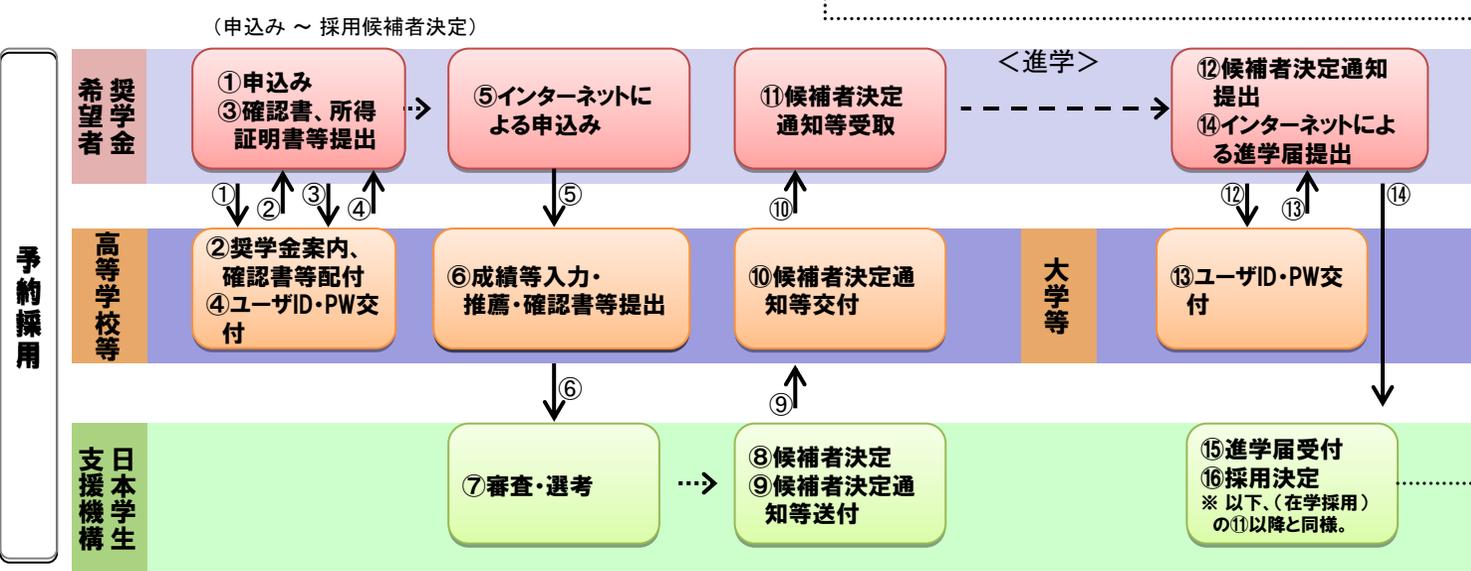
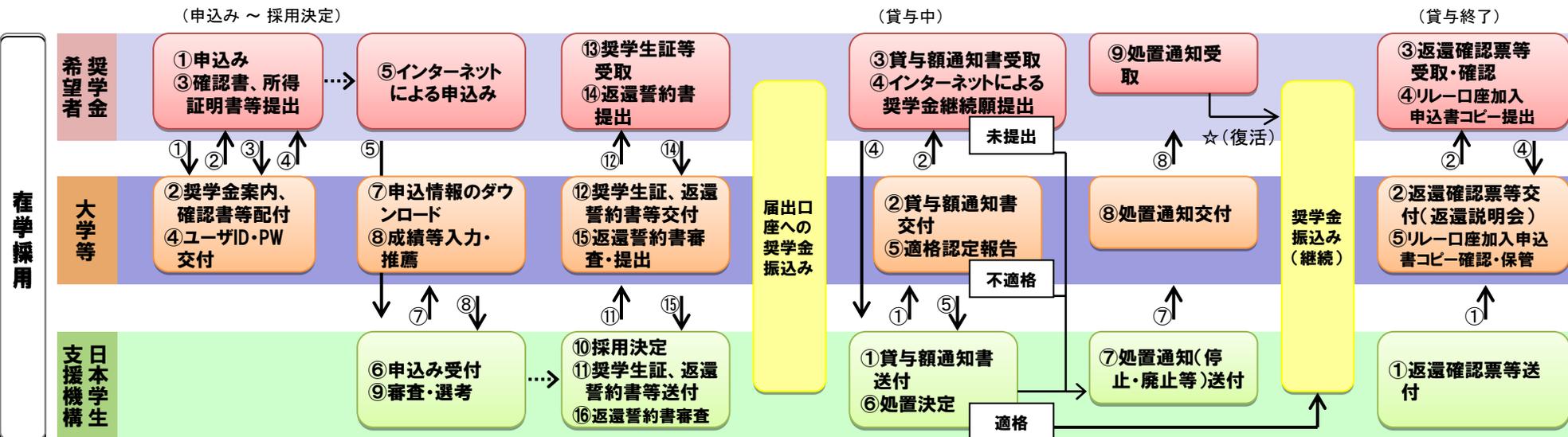
◎大学院

区分		家計基準 (本人)	学力基準
無 利 子	修士課程	486万円	成績が特に優れ、将来、研究者又は高度の専門性を有する職業人として適格な者
	博士課程	553万円	成績が特に優れ、将来、研究者として適格な者
有 利 子	修士課程	536万円	①成績が優れ、将来、研究者又は高度の専門性を有する職業人として適格な者、又は ②学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
	博士課程	718万円	①成績が優れ、将来、研究者として適格な者、又は ②学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

※記載の家計基準は収入限度額(年額)である。

※大学(学部)の家計基準は、給与所得者4人世帯(父母、本人、兄弟(公立高校))の場合である。

奨学金申込から貸与終了までの流れ



☆(復活)とは、「停止」処置者において学修状況等が回復した場合で、学校認定による。「(廃止)処置者は対象外」

※「確認書」とは「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」

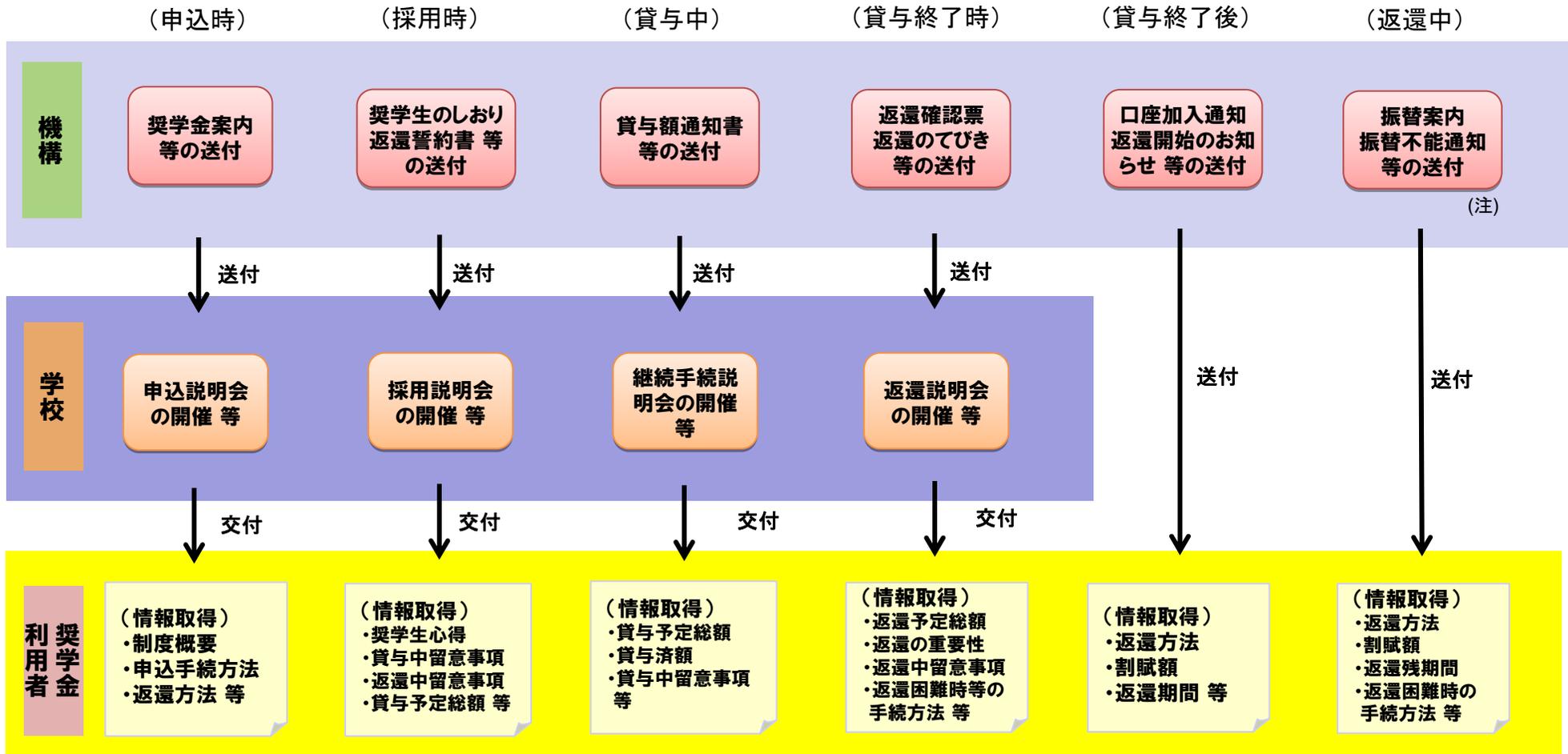
※「返還誓約書」とは「返還誓約書兼個人情報取扱いに関する同意書」

※「返還確認票」とは「貸与奨学金返還確認票」

※「候補者決定通知」とは「奨学生採用候補者決定通知」

- 返還誓約書提出時には、以下の添付書類が必要
- ・奨学生本人の住民票
 - ・連帯保証人及び保証人の印鑑証明書(人的保証)
 - ・連帯保証人の収入に関する証明書(人的保証)
 - ・保証依頼書(兼保証委託契約書)(機関保証)

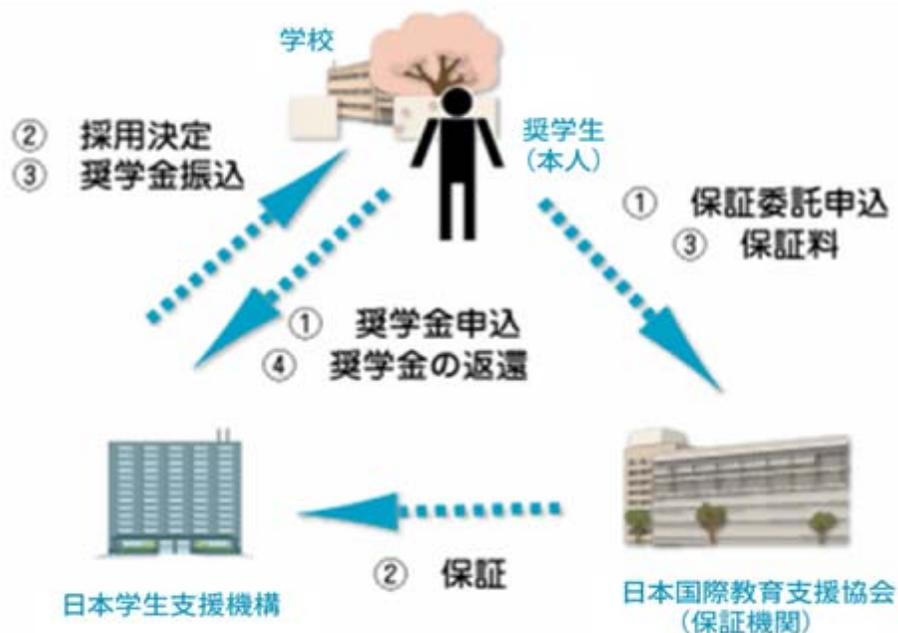
奨学金制度や返還方法等に関する情報については、申込時や貸与終了時など適時の情報提供に努めており、奨学金制度に関する理解の促進に努めている。



(注) 奨学金返還を延滞した際には、上記の振替不能通知のほか、個人情報情報機関への情報登録について注意喚起文書を送付している。

※ 上記以外にも、機構ホームページにおいて、時宜を得た情報や奨学金の貸与及び返還に関する動画を掲載するとともに、自己の貸与(予定)総額や返還状況等が閲覧できる「スカラネットパーソナル」を提供している。

- 制度の目的 : 連帯保証人や保証人を立てることなく、自らの意志と責任において高等教育機関において学ぶことができるよう
一定の保証料を保証機関に支払うことにより、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けることを可能とする。
- 実施主体 : 公益財団法人 日本国際教育支援協会
- 制度の対象 : 平成16年度以降の採用者(奨学金申込時に人的保証又は機関保証を任意で選択)
- 保証料の徴収方法 : 在学中の貸与月額から保証料を差し引いて徴収することを基本とする。
(奨学生が、保証料を保証機関に直接払い込むことも可能とする。)
- 保証料の水準 : 年率0.7%未満 → 当面年率0.693% ※貸与月額4万5千円(無利子)の場合、保証料の月額は1,782円



○加入件数及び加入率

区分	平成16年度 (制度設立時)		平成22年度		平成23年度	
	加入件数	加入率	加入件数	加入率	加入件数	加入率
無利子奨学金	8,812	8.2%	47,884	40.4%	57,081	41.2%
有利子奨学金	20,382	9.5%	153,774	47.5%	162,185	48.5%
計	29,194	9.1%	201,658	45.6%	219,266	46.4%

機関保証制度の保証料の算出方法について

① 返還期間中の保証料相当額を算出する。

保証料は、返還期間中の返還残高に基準年率(0.693%)を乗じて算出する。(据置期間中を除く。)

② 貸与終了時点での返還期間中の保証料相当額の総和を算出する。

①で算出した各月の保証料を合計する。

③ 貸与期間中の徴収保証料を算出する。

徴収保証料 = 貸与月額 × a%

※「②」で算出した保証料を一括で支払うことは負担が大きいため、貸与中に分割して支払うこととしている。当月に貸与される奨学金(貸与月額)から一定額が徴収される。

④ 貸与終了時点での貸与期間中の徴収保証料の総和を算出する。

③で算出した徴収保証料を合計する。

⑤ 「②」で算出した結果と④で算出した結果がイコールになるような保証料率aを算出する。

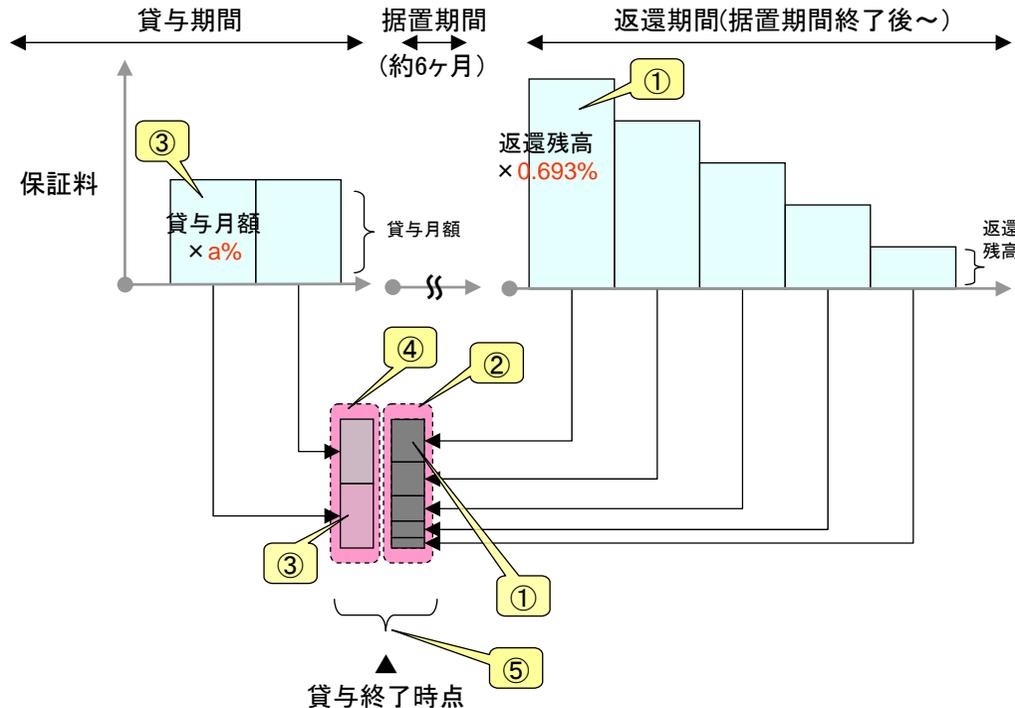
※ 返還期間中貸与終了時点保証料総額

= 貸与期間中貸与終了時点保証料総額(aを変数とする式)

上記の式が成り立つようなa%を求める。

※ 貸与月額にa%を乗じたものが、保証料月額となる。(貸与月数を乗じれば保証料総額)

【保証料算出のイメージ図】



保証料率(a%) = 貸与期間中の各月保証料徴収額 / 貸与金総額

保証料月額 = 貸与月額 × a%

保証料総額 = 貸与月額 × a% × 貸与月数

※ 保証機関(公益財団法人 日本国際教育支援協会)との契約により決定(参考 : 某民間金融機関の教育ローンにおける保証料年率は、1.10%)

※ (独)日本学生支援機構業務方法書(文部科学大臣認可)では、保証料の年率を0.7%未満とすることとされている。

奨学金貸与期間中の「適格認定」について

【目的】 適格認定は、以下の①から④に掲げることを目的として、奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか否かを認定するもの。

① 適格認定を受けることを通じて奨学金の必要性を自ら判断させる。② 奨学生としての自覚を促す。③ 有意義で充実した学生生活を送ることができるようにする。④ 「貸与額通知書」により奨学金貸与額及び将来の返還額を確認させる。

【実施方法】 日本学生支援機構が定めた基準に基づき、奨学生の在学する学校長が実施し、機構に報告。機構は、当該学校長からの報告に基づき、奨学生に対してとるべき処置を決定し、必要に応じて処置結果を学校を通じて奨学生に通知。

<適格認定の基準>

1. 人物	態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与は返還が伴うことを自覚し、良識ある社会人として活躍できる見込み。
2. 健康	今後とも引き続き修学に耐え得るものと認められる。
3. 学業	標準的に修得すべき単位又は科目を修得しているとともに、学修の意欲があり確実に卒業(修了)できる見込み。
4. 経済状況	修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要であると認められる。 ※学校長は、奨学生の収入と支出の状況を確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう奨学生に指導すること。

<毎年1回学校長が確認を行い、機構に報告>

<機構の「処置」>

		実施結果(平成22年度)		
		第一種奨学生	第二種奨学生	総数
継続	下欄に該当しない者	236,833	582,191	819,024
激励	「警告」該当者ほどではないが、他の学生に比べ劣っている者	5,852	27,968	33,820
警告	(1)卒業延期のおそれはないが、修得単位が、標準の1/3程度以下の者	2,025	9,774	11,799
	(2)学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者			
	(3)仮進級となった者			
停止	(1)学業成績は廃止該当者と同程度だが、成績不振の理由が真にやむを得ないと認められ、かつ、成業の見込みがある者	2,321	9,170	11,491
	(2)停学その他の処分を受けた者等			
廃止	(1)原級にとどまった者又は卒業延期のおそれがある者	1,687	8,078	9,765
	(2)修得単位が皆無又は極めて少ない者等			
処置者(A)		11,885	54,990	66,875
審査対象者数(B)		248,718	637,181	885,899
比率(A/B)		4.8	8.6	7.5

「適格認定」の実施状況等

- ① 実施結果（平成22年度）：「適格認定」の対象者のうち、66,875人（7.5%）の者に対し、処置・指導を実施。
- ② 指導による貸与月額の減額変更者数：必要最小限の貸与月額へ変更するよう指導を行った36,837人のうち、貸与月額を減額した者は2,113人（5.7%）。

① 実施結果（平成22年度）

（単位：人）

区分 学校種	適格認定 対象者数 (a)	廃止	停止	警告	激励	計 (b)	割合 (b/a)
第一種奨学生	248,718	1,687	2,321	2,025	5,852	11,885	4.8%
大学	188,897	1,267	1,954	1,566	4,868	9,655	5.1%
短期大学	6,692	51	5	40	138	234	3.5%
大学院	32,770	91	164	33	213	501	1.5%
高等専門学校	5,049	64	93	274	338	769	15.2%
専修学校専門課程	15,310	214	105	112	295	726	4.7%
第二種奨学生	637,181	8,078	9,170	9,774	27,968	54,990	8.6%
大学	517,898	6,223	8,030	8,410	24,308	46,971	9.1%
短期大学	21,914	241	77	219	785	1,322	6.0%
大学院	13,918	81	118	24	138	361	2.6%
高等専門学校	174	2	3	13	18	36	20.7%
専修学校専門課程	83,277	1,531	942	1,108	2,719	6,300	7.6%
総数	885,899	9,765	11,491	11,799	33,820	66,875	7.5%

② 指導による貸与月額の減額者数

（単位：人）

区分 学校種	指導 対象者数 (a)	貸与月額 の減額変 更者数 (b)	割合 (b/a)
第一種奨学生	9,608	231	2.4%
大学	7,798	172	2.2%
短期大学	283	5	1.8%
大学院	532	24	4.5%
高等専門学校	116	12	10.3%
専修学校専門課程	879	18	2.0%
第二種奨学生	27,229	1,882	6.9%
大学	21,023	1,493	7.1%
短期大学	899	73	8.1%
大学院	182	21	11.5%
高等専門学校	10	0	0.0%
専修学校専門課程	5,115	295	5.8%
総数	36,837	2,113	5.7%

※1 適格認定対象者数は、平成22年10月現在貸与中の者である。

※2 指導対象者とは、奨学生本人の直近1年間の収支差が36万円（大学院は45万円）以上となった者であり、面接等により必要最小限の貸与月額に変更するよう学校が指導を行う対象者である。



【厳格化の検討】 奨学金受給者に係る適格性の維持・向上を目的とする「適格認定」においては、その目的をより確実に果たすため、成績低迷者等への厳格な処置の実施として、以下のような事項を検討。

1. 学校の理解度向上

学校の奨学金担当者向けの各種研修会(※)の充実を図るとともに、担当者用事務手引の見直しを進める。(現在実施している初任者研修会について、対象の拡大及び適格認定に関する内容の充実を図る。)

2. 実施状況調査の充実・留意点の周知

適格認定実施状況調査の内容について充実させるとともに、審査の際に、誤りやすい点や留意事項等を取りまとめて、学校に周知し、審査の適正化を図る。

3. 処置対象者の意識向上

「警告」及び「停止」の処置通知を交付する際に、以下の事項を記載した文書を併せて配付(又は処置通知に記載)し、奨学生としての適格性を回復するよう強く促す。

- ① 適格認定の意義
- ② 処置基準(当該処置の意味)
- ③ 改善しなかった場合の例示
- ④ 奨学生として求められる姿 等

加えて、処置対象者個々の状況に応じた改善すべき点や注意事項等についても、可能な範囲において学校で作成・配付するよう依頼する。

4. 奨学金貸与者の意識向上

機構ホームページの「奨学金を受けている方へ」のページに、適格認定の概要(前記3-①～④)を掲載し、適格認定対象者のみならず、これから奨学金を申し込む者及び貸与中の奨学生全体の意識向上を図る。

5. 適格認定基準の具体化

奨学生の適格認定に関する施行細則第2条に定める「適格基準の細目」について、より具体的・定量的な基準を策定し、審査の適正化を図る。

【例】 別途、機構が示す指針に基づき各学校において策定する具体的・定量的基準に達しない者に対し、各々の処置(廃止・停止・警告・激励)を行う。

※ 別途示す指針の例は次のとおり。(「〇%」は目安)

- (1) 修得単位数で認定する場合、修得単位数が、標準修得単位数に対し〇%以上又は〇%未満の者。
- (2) 出席率で認定する場合、出席日数が〇%以上又は〇%未満の者。
- (3) 成績平均値(GPA)で認定する場合、…。

6. 機構でのチェック及び学校への牽制の強化

学校から適格認定結果の報告を受けた後、機構において対象者を無作為に選定し、学校における審査基準等及び対象者の成績について提出を求め、認定結果が適正であるかを確認する。

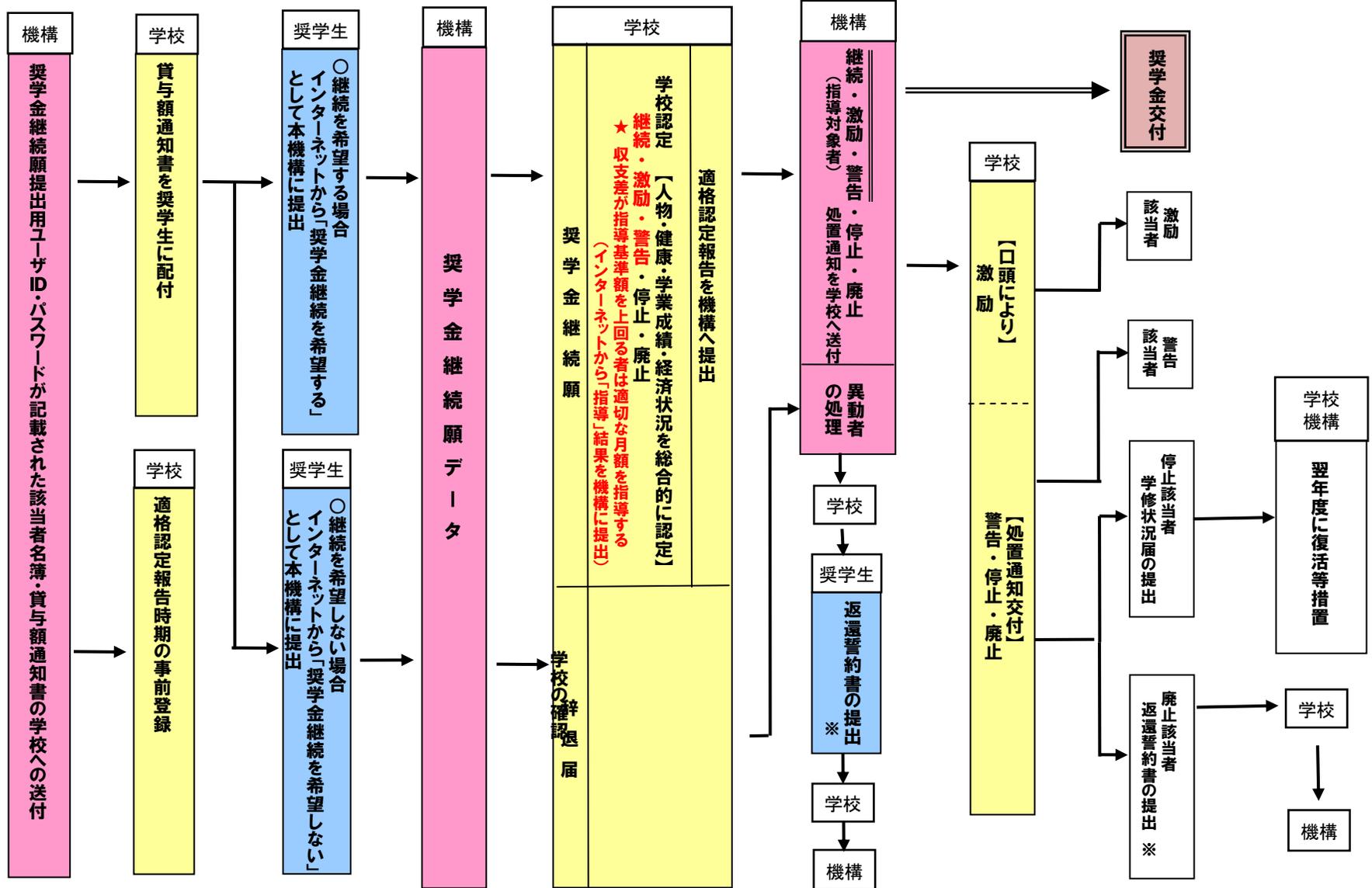
※ 適格認定結果が適正であるかを奨学金の振込日以前に確認するためには、前期の成績に基づく当該年度の見込みの成績と併せて、見込みの成績に基づく仮の認定結果を求めることとなるが、後期における成績の著しい変動、又は、学籍上の異動等により、仮の認定結果と年度末に確定した成績に基づく実際の認定結果とが異なることが想定されるため、適格認定報告後のチェックが有効である。

適格認定のフロー図

12月
中旬

3月
初旬

4月
上旬
～



※平成22年度以降採用者は「返還誓約書」は採用時に提出。

Ⅲ. 奨学金の返還について

延滞金の賦課の方法

・口座からの振替ができずに延滞となった場合、以下のとおり延滞金が課される。

<無利子奨学金>

約束の返還期日を6ヶ月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が課される。

なお、平成17年4月以降に奨学生として採用された者は、延滞している割賦金の額に対し、年(365日)あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課される。

<有利子奨学金>

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金(利息を除く。)の額に対し、年(365日)あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課される。

[例: 無利子奨学金で、返還開始時(10月27日)を返還期日とした割賦元金から延滞した場合]

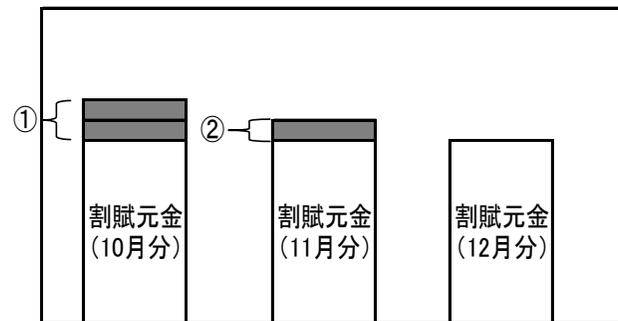
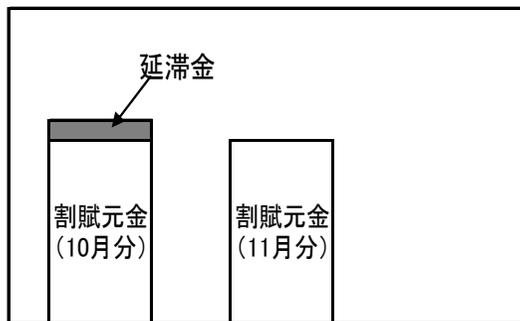
・貸与月額: 64,000円(私立大学、自宅外) ・貸与期間: 48ヶ月

・貸与総額: 3,072,000円 ・返還時の割賦金: 14,222円(最終割賦金14,270円)

振替不能1回目
(10月27日)

振替不能2回目(延滞1ヶ月)
(11月27日)

12月27日現在の請求額
43,019円(内訳: 元金42,666円・延滞金353円)



①割賦元金(10月分)に係る10/28から12/27まで(61日間)に係る延滞金(237円)
②割賦元金(11月分)に係る11/28から12/27まで(30日間)に係る延滞金(116円)

返還金の充当順位について

返還金の充当順位

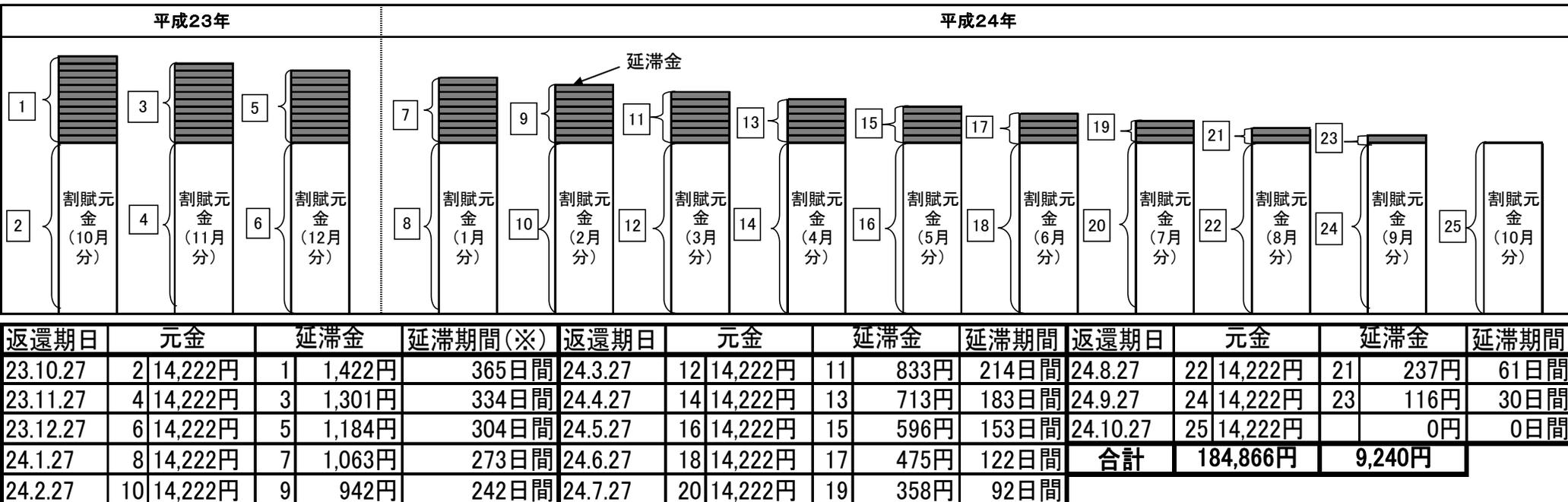
延滞金が賦課された場合の返還金は、

①費用(裁判に要する経費等が発生している場合のみ)→②延滞金→③利息(有利子奨学金の場合のみ)→④割賦元金の順で充当される。

[例: 無利子奨学金で、平成23年10月27日を返還期日とした割賦元金から延滞した場合]

- ・貸与月額: 64,000円(私立大学、自宅外)
 - ・貸与期間: 48ヶ月
 - ・貸与総額: 3,072,000円
 - ・返還時の割賦金: 14,222円(最終割賦金14,270円)
- ※図中の番号は充当順位

平成24年10月27日現在の請求額: 194,126円(内訳: 元金184,866円・延滞金9,240円)

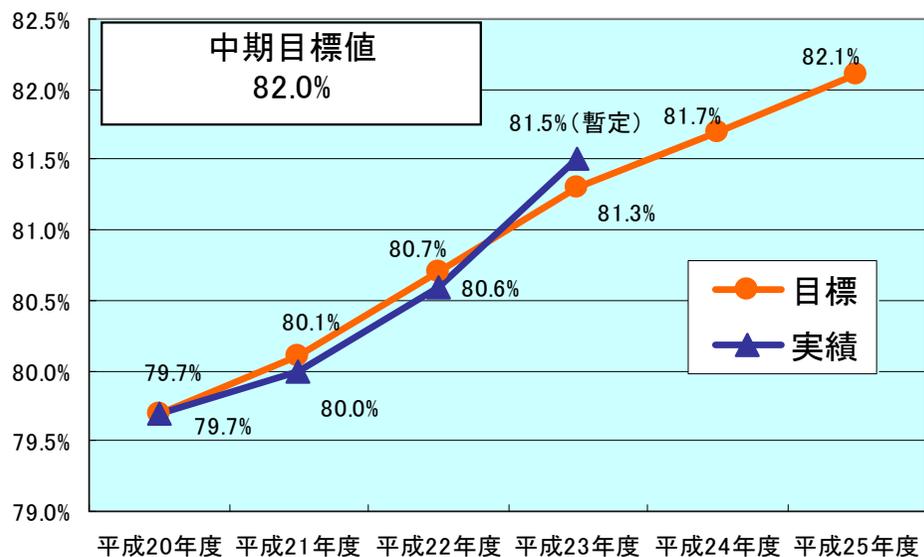


※延滞期間: 返済期日から平成24年10月27日までの日数

目標値と状況

- 総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を第2期中期目標期間(平成21~25年度)に82%以上にする → 回収率は年々上昇している
- 大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を平成23年度までに半減することを目指し、前年度比15%以上削減するよう努める → 年々削減はしているものの削減率が若干鈍化している

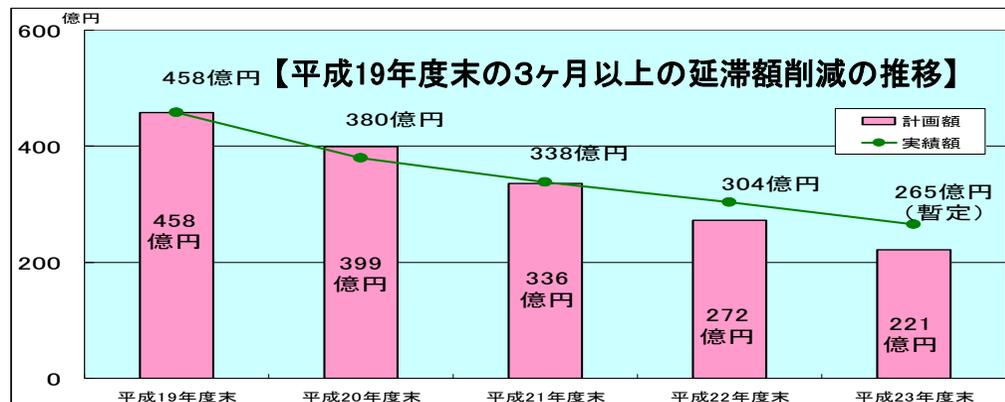
【総回収率の推移】



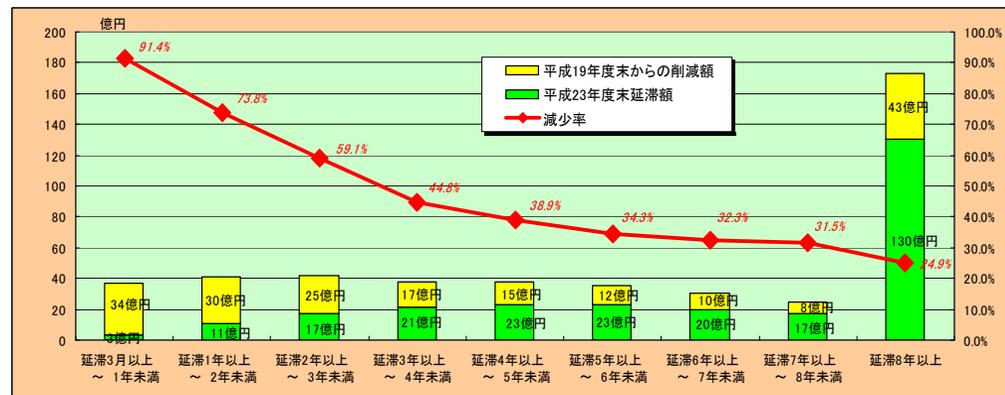
<平成23年度末の現状>

- ・ 総回収率：81.5% (対前年同月比0.9ポイント改善)
- ・ 平成19年度末の3ヶ月以上延滞額：
目標値「221億円以下」に対して実績額は265億円

【参考】新規返還者の回収率：96.7% (平成22年度：96.4%)



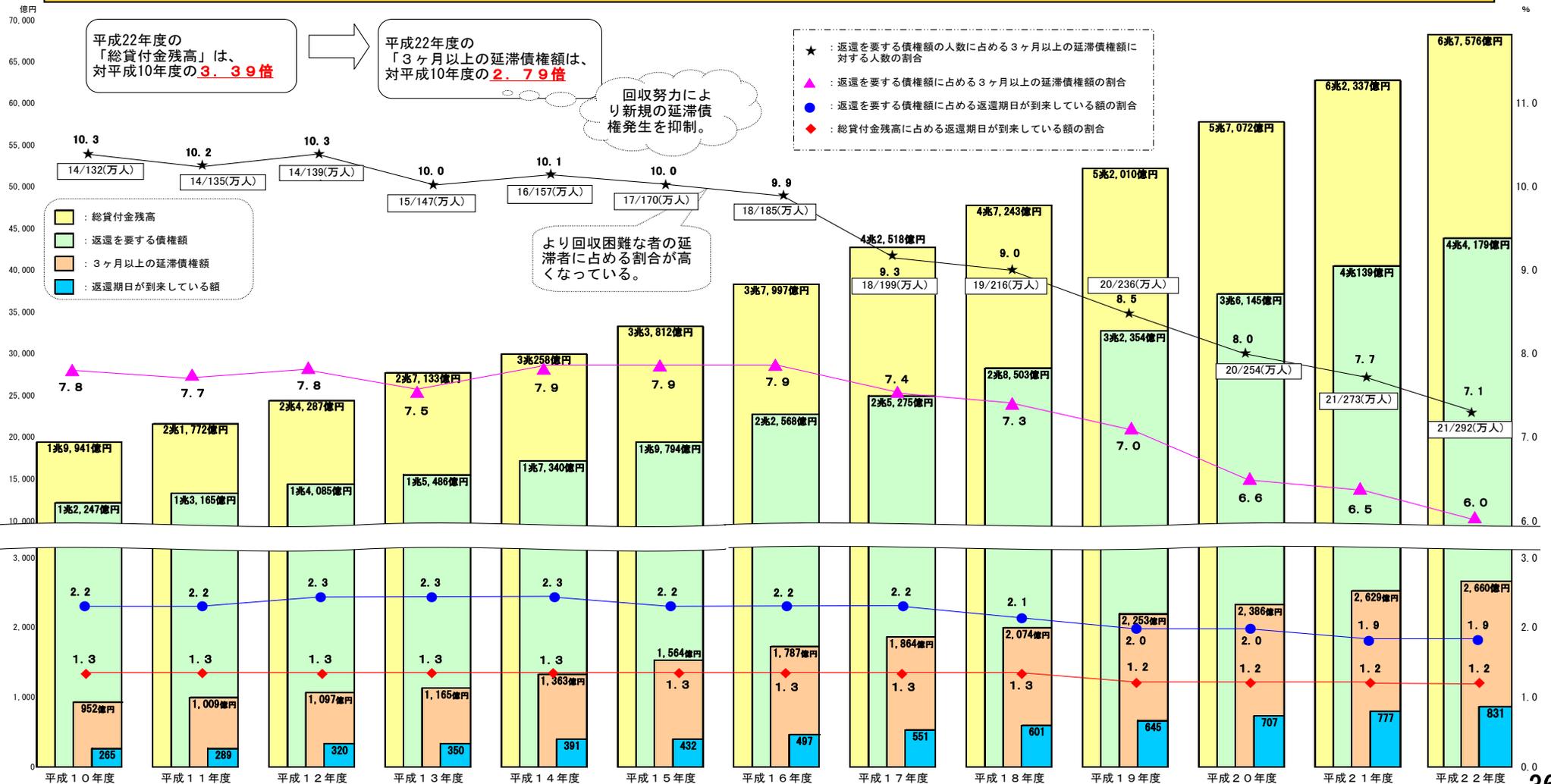
【延滞年数別の延滞額の比較(平成19年度末→平成23年度末)(暫定)】



債権額と回収状況の推移(平成10年度以降)

➤ 要返還債権が4,039億円増加しているにもかかわらず、3月以上の延滞債権額は31億円の増加(平成21年度→平成22年度)にとどまっている(初期延滞債権に対する返還促進策が功を奏している。)

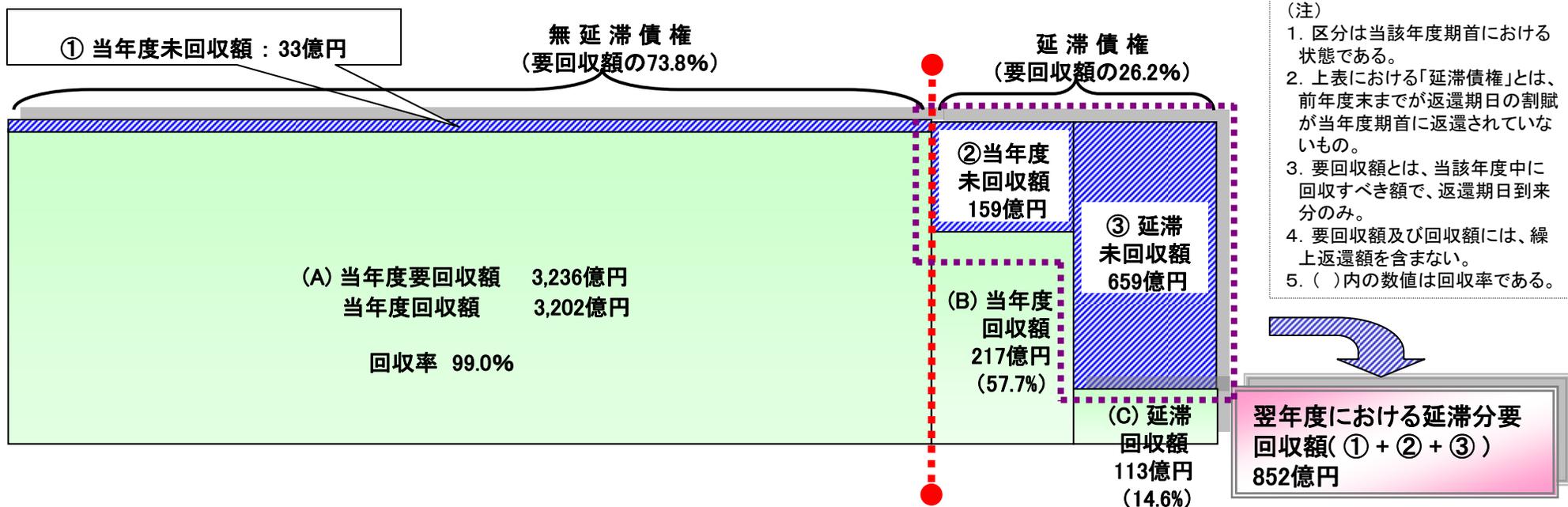
※3ヵ月以上延滞債権2,660億円のうち、返還期日が到来している分は831億円(うち、755億円は旧日本育英会の債権)。



要回収額の構成と回収状況

H22		要回収額(億円)	回収額(億円)	未回収額(億円)	回収率
期首無延滞者分	当年度 ①	3,236	3,202	33	99.0%
期首延滞者分	当年度 ②	376	217	159	57.7%
	延滞 ③	772	113	659	14.6%
	計 (②+③)	1,148	330	818	28.7%
計 (①+②+③)		4,384	3,532	852	80.6%

当年度計 (①+②)	3,611	3,419	192	94.7%
------------	-------	-------	-----	-------



回収促進策

返還促進に係る 各種施策

平成16年度～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1期中期計画(H16年～H20年)		第2期中期計画(H21年～H25年)			

回収強化のための対策

- ・早期における督促の集中的実施
- ・債権回収業者(サービサー)による回収の促進
- ・法的措置の強化

住所不明者に対する調査の徹底

返還者等に対する利便性の向上のためのシステムの全面改修

学校との連携等

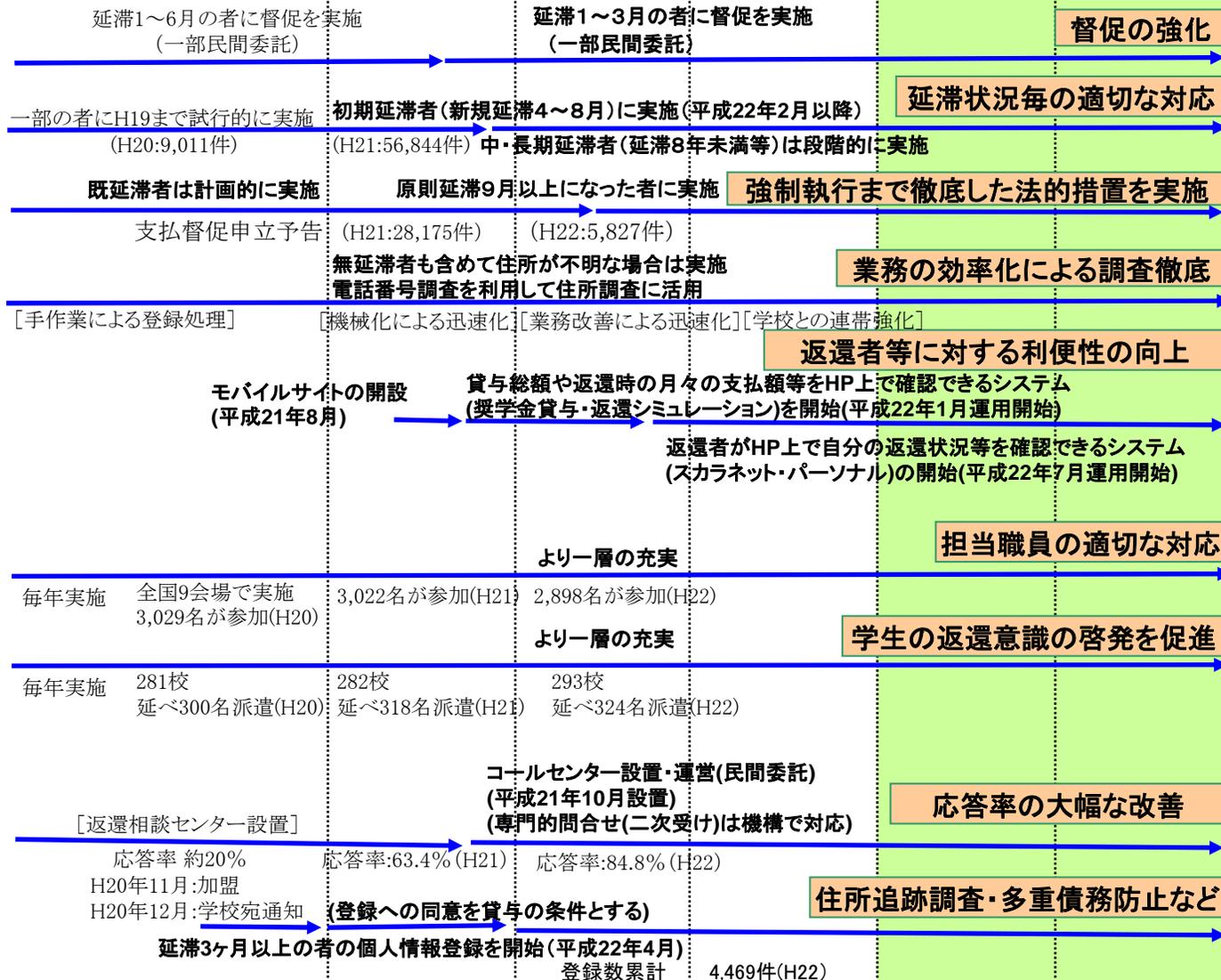
学校の担当職員への説明会

学校が行う返還説明会へ 機構職員を派遣

延滞債権増加抑制のための対策

コールセンターの設置・運営

個人信用情報機関の活用

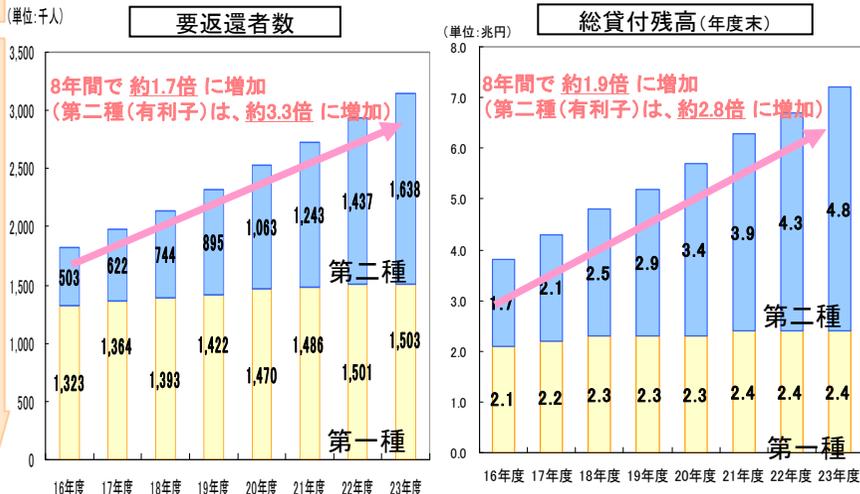


延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化



返還金回収業務の外部委託推進の背景

高まる奨学金の需要（要返還者・総貸付残高の急速な増加）



国民のニーズの多様化等への対応（制度の複雑化）

- [11年度] 第二種奨学金の貸与規模の拡大と貸与月額選択制の導入、「緊急・応急採用奨学金制度」創設
- [13年度] 第二種奨学金の貸与学種拡大(博士課程、高専4.5年)
- [15年度] 「入学時特別増額貸与奨学金制度」創設
- [16年度] 「入学時特別増額貸与奨学金制度」拡大(第一種に拡大)、「第二種奨学金(海外進学)制度」創設、法科大学院の創設に対応した奨学金の拡充、「機関保証制度」創設、「特に優れた業績による返還免除制度」創設
- [18年度] 「第二種奨学金(短期留学)制度」創設
- [19年度] 第二種奨学金利率選択制の導入
- [20年度] 第二種奨学金新月額導入(大学等12万円,大学院15万円)、全国銀行個人信用情報センターに加入
- [21年度] 第一種奨学金月額選択制の導入、入学時特別増額貸与奨学金貸与額選択制度の導入
- [22年度] 減額返還制度の導入、第一種奨学金支給開始時期の早期化(7月→4月)
- [24年度] 所得連動返還型無利子奨学金の創設

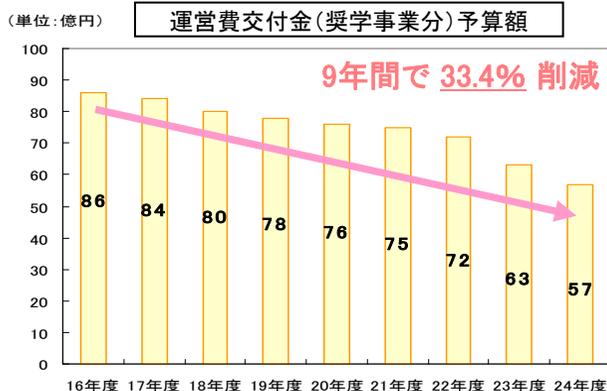
求められる返還金回収強化

- 『「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案』(平成18年12月15日)
- 「行政刷新会議ワーキンググループ事業仕分けの評価結果」(平成21年11月30日)
- 「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」(平成22年9月2日) 等

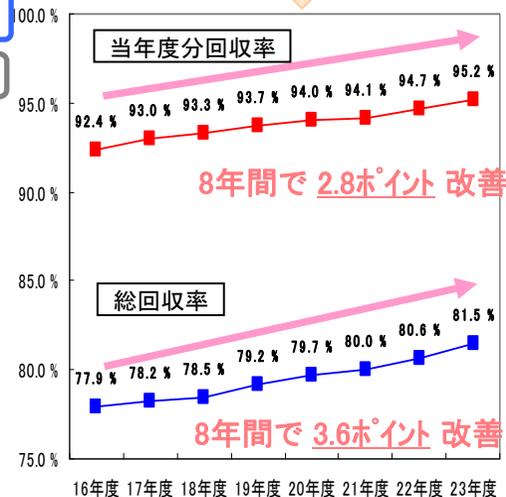
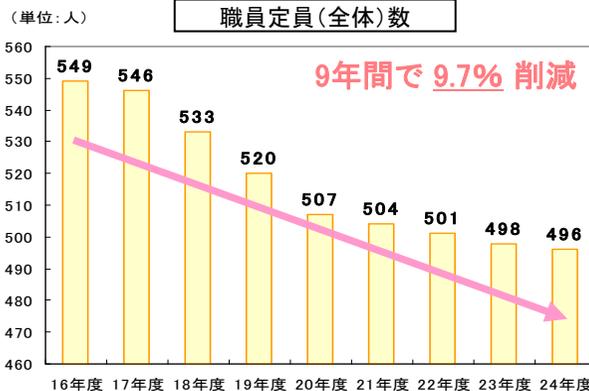
指摘等を踏まえ、債権の状況や予算の措置状況を勘案しながら、毎年度「返還金回収促進策」を策定し、これを実施

返還金回収業務の量的・質的拡充

運営費交付金予算の削減



職員定員数の削減



返還金回収業務の効率化・合理化を推進

回収率を確実に改善

※「当年度分回収率」・・・当該年度に返還期日が到来した割賦金の要回収額に対する回収額の割合
 ※「総回収率」・・・当該年度に返還されるべき要回収額(過年度に期日が到来した割賦金を含む)に対する回収額の割合

奨学金事業が量的・質的に拡充される中、業務の効率化・合理化と両立しながら、回収状況を確実に改善

外部委託化している業務の種類

大量定型処理

大量処理を要する定型業務であって、外部業者(専用の機器、安価な人件費等)を活用することで規模の利益が働くこと等により、業務の効率化を図ることができるもの

専門性の活用

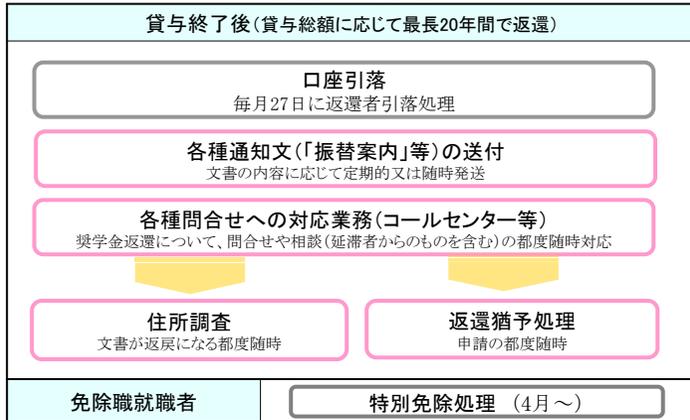
専門性を持つ外部業者のノウハウ等を活用することによって、より高い効果と効率性を達成することが期待できるもの

回収強化

従来、機構が実施できていなかった業務であって、外部委託を活用して新たに実施することにより、更なる回収促進が期待できるもの

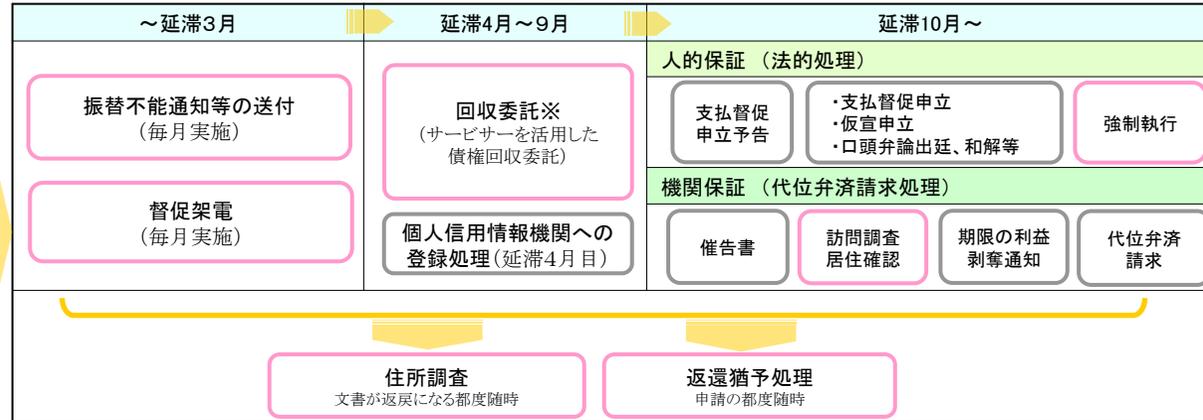
返還金回収業務の流れと外部委託の範囲(主なもの)

(無延滞の債権)



延滞した場合

(延滞債権)



事由が発生する都度

償却処理(債務整理)

一般免除(死亡・心身障害)処理

内は外部委託を導入することにより実施している業務

※「回収委託」… 債権回収会社(サービサー)を活用して、受託業者の名をもって請求書の送付、督促架電、訪問督促、住所調査、入金管理、収納処理、猶予指導などの一連の督促行為を一定期間実施する。



「中期計画」や「事業仕分け」「有識者による検証意見まとめ」を踏まえ、効率化・合理化の一環として、①大量定型処理、②専門性の活用、③回収強化の観点から、積極的に外部委託を推進



外部委託を推進しつつも、企画・立案、責任と判断を要する折衝、機構としての意思決定が伴う業務など、機構職員が直接行うべき業務については、機構職員が確実にこれを実施

平成23年度返還促進策等検証委員会(JASSO)の提言と平成24年度の機構の対応等

▶ 今後の返還促進策の方向性

- ・返還ができる人には確実に返還してもらうとともに、諸事情で返還が困難な人には必要な指導を行う。
- ・返還期限の猶予制度や減額返還制度についてより一層の広報・周知を図る。
- ・引き続き学校と連携し、在学中から返還意識の涵養等の周知を図る。
また、円滑な返還について学校関係者とのコミュニケーションを図り一層の理解を得つつ、緊密な協力関係の下実施する。 等

▶ 効率的な事業運営(債権正常化への誘導)

- ・厳しい財政状況であることを考慮しつつ、
 - ①延滞させないこと、
 - ②延滞しても早期に解消させること、
 - ③法的処理より回収委託、回収委託より口座振替といった回収方法の優先順位等を意識した効果的・効率的な回収方策を実施。

▶ 返還促進策についての提言

- ・回収委託については、継続して実施し、更に効果的な委託内容について改善を図る。
- ・入金約束までの再架電実施など架電による督促強化等の新規返還開始者などへの働きかけを行う。
- ・回収委託と法的処理を適切に組み合わせて回収の強化に努める。
- ・返還を継続している延滞者への対応としては、延滞金の負担が重いことを考慮し、延滞金の機能を損なわない範囲での見直し、あるいは返還期限猶予制度の運用の見直し等検討を行う。 等

延滞の発生

返還の督促

- 連帯保証人・保証人へ請求（人的保証に限る）
- 電話による督促
- 本人以外の連絡先に本人の住所等を照会（機関保証に限る）
- 返還に応じない場合は、機構が委託した債権回収会社（サービサー）が、本人、連帯保証人および保証人に対し奨学金の回収を実施
- 自宅・勤務先に訪問
- 延滞3か月以上の場合、個人信用情報機関に本人の延滞情報を提供

人的保証の場合

（連帯保証人・保証人を立てている場合）

一括返還請求（支払督促申立予告）

- 督促に係わらず返還に応じない場合は返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息および延滞金を請求（「期限の利益の喪失」）
- 同時に支払督促申立の予告を行う

支払督促申立

- 民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申立

仮執行宣言付支払督促申立

- 支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立

強制執行

- 仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還に応じない場合は、強制執行の手続きを執り、給与や財産の差押

機関保証の場合

（保証料を支払っている場合）

機構からの一括返還請求

- 督促に係わらず返還に応じない場合は返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息および延滞金を請求（「期限の利益の喪失」）

代位弁済請求

- 機構から保証機関（（公財）日本国際教育支援協会）に対し、返還未済額の全額、利息および延滞金を請求
- 代位弁済情報を個人信用情報機関に提供

保証機関からの請求・督促

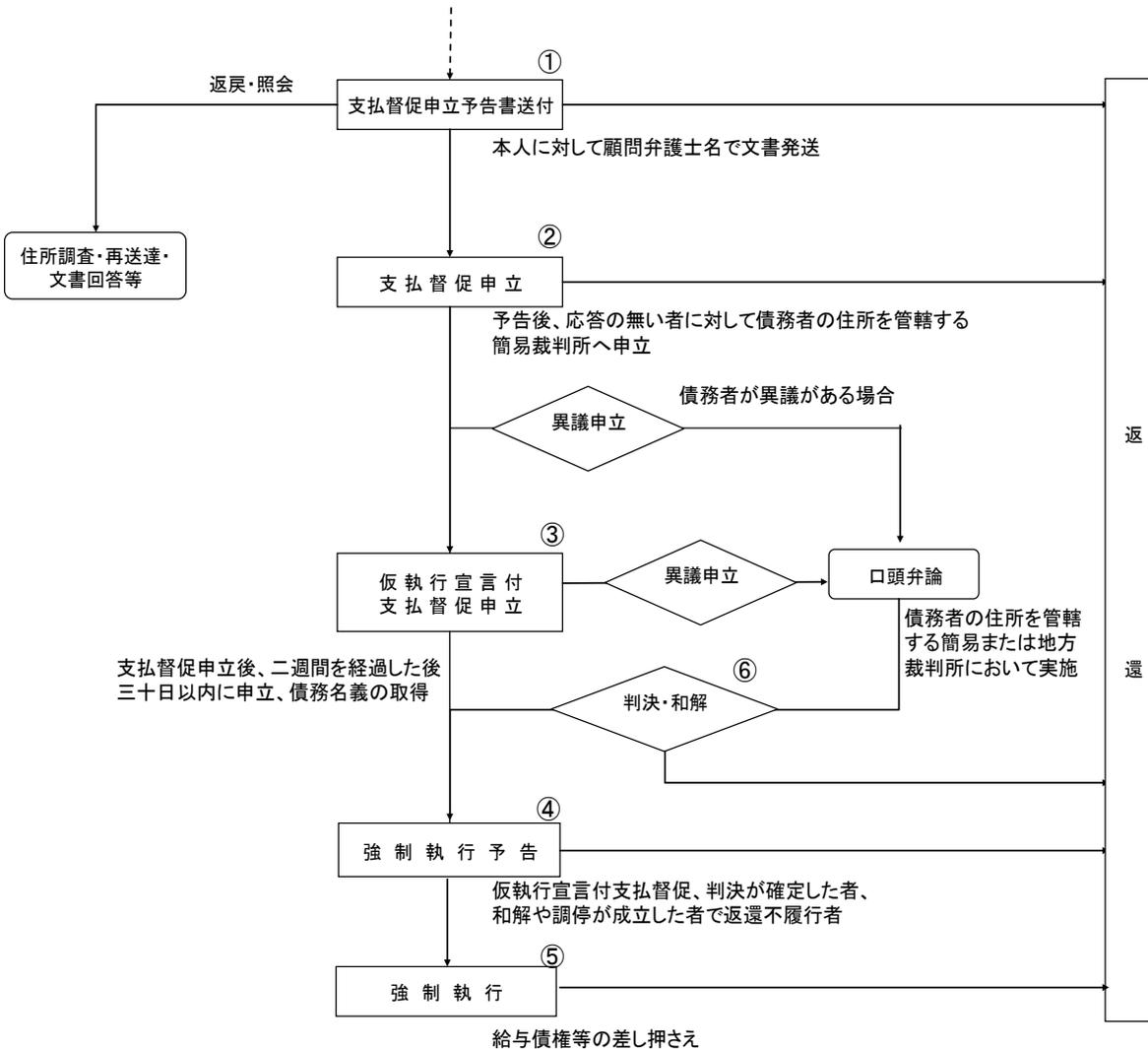
- 代位弁済がなされた場合（公財）日本国際教育支援協会から代位弁済額の一括請求を行う（求償権の行使）

強制執行

- 返済に応じない場合は（公財）日本国際教育支援協会が強制執行にいたるまでの法的措置を執り、給与や財産の差押

裁判所を通して法的措置

法的処理の概念図(概要)



○支払督促申立予告

債務者に対し、延滞が続いた場合、裁判所へ支払督促申立の手続を執る旨、警告する文書を送付する。

○支払督促申立

民事訴訟法に定める督促手続。債務者は、裁判所より支払督促の送達を受けてから14日以内に異議を申し立てることができる。

○仮執行宣言付支払督促申立

債権者は、先に申し立てた支払督促に対して債務者からの異議が出されない場合、30日以内に仮執行宣言付支払督促を申し立てることができる。

仮執行宣言が付された支払督促は確定判決と同一の効力を有するため、債務者に送達されたときには、強制執行が可能となる。

ただし、債務者は、送達を受けてから14日以内に異議を申し立てることができる。

○債務名義

強制執行が可能となる確定判決等の公文書をいう。

○強制執行申立予告

債務名義に基づき、裁判所に強制執行申立の手続きをとる旨、警告する文書を送付する。

○強制執行

債務名義に基づき、裁判所に強制執行申立の手続きをとり、債務者の所有する給与債権等の差押えを行う。

1 返還者への働きかけ

- 返還の周知(返還説明会の実施 等)
- 住所不明となっている返還者の住所調査
出身大学等(住所提供可能の大学等574校)から住所情報の提供
機構において住所調査実施(平成23年6月、9月、12月)
調査結果は学校にも報告

(住所提供の実績)

区分		依頼数	提供を受けた学校数				
			大学・大学院	短期大学	高等専門学校	専修学校	計
第1回 (23年6月)	学校数(校)	167	45	15	1	97	158
	人数(人)	468	195	19	1	152	367
第2回 (23年9月)	学校数(校)	101	35	11	1	48	95
	人数(人)	315	178	19	2	88	287
第3回 (23年12月)	学校数(校)	61	20	3	0	34	57
	人数(人)	123	51	4	0	48	103

2 同窓会への協力依頼

- 同窓会を通じて、減額返還、返還期限猶予制度の周知

返還期限猶予制度・返還免除制度

■ 返還期限猶予制度

- 在学猶予: 大学、大学院等に在学中は、在学届の提出によって返還を猶予される。
- 一般猶予: 右表の事由に該当し返還が困難な場合は、願い出により返還を猶予される。
返還猶予の事由及び猶予の期間等は右表のとおりである。

・経済情勢の影響等により申請件数が急速に増加。

【参考】返還期限猶予の申請受付及び承認件数

平成21年度: 《申請受付》 89,898件、《承認》 46,699件
 平成22年度: 《申請受付》 101,800件、《承認》 61,468件
 平成23年度: 《申請受付》 65,867件、《承認》 41,235件

【参考】返還期限猶予の承認事由(平成22年度)

●生活困窮: 87.3% ●病氣中: 9.1% ●生活保護: 2.3% など

猶予の事由	猶予の期間
災害	その事由が続いている期間中、1年ごとに願い出る。
傷病	
生活保護	
入学準備	その事由が続いている期間中、1年毎に願い出る。通算して5年が限度。
失業・低所得等(年収300万円以下)	

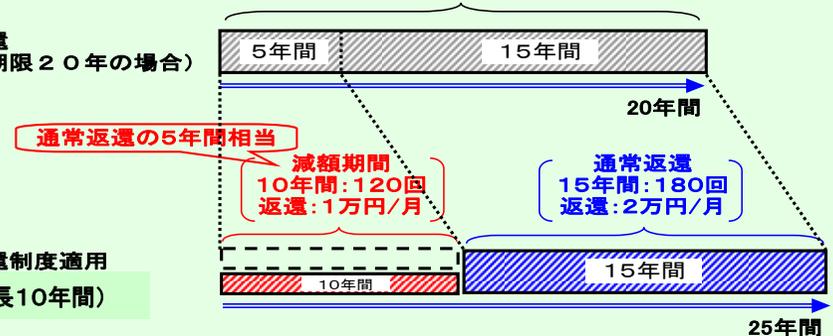
制度の現状

■ 減額返還制度の導入(平成23年1月)

- 経済的理由により返還困難となっている者のうち、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件(収入金額300万円以下など)を満たすことで、一定期間、割賦金額を減額し(1/2)、返還期間の延長することにより、返還者の負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図る。(平成24年3月末日までに5,987人を承認)

○通常返還(返還期限20年の場合)

通常返還(20年間: 240回 返還: 2万円/月)



○減額返還制度適用(通算最長10年間)

■ 返還免除制度

○死亡・心身障害免除

- ・奨学生が死亡又は心身の障害により、返還不能になったときは返還未済額の全部又は一部を願い出によって免除する。(無利子・有利子の全奨学生対象)
(平成20年度免除実績: 1,264件(17億円)、平成21年度免除実績: 1,289件(19億円)、平成22年度免除実績: 953件(15億円))

○特に優れた業績による返還免除(平成16年4月以降の採用者より適用)

- ・大学院において無利子貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了時において、全部又は一部の返還を免除する。
(平成20年度免除実績: 8,565件(139億円)、平成21年度免除実績: 9,579件(152億円)、平成22年度免除実績: 8,805件(137億円))

IV. これまでの取組

検証の視点

- JASSOの奨学金事業は、経済的困窮状況にある学生に対し、「無担保」、「無審査(与信無)」で長期間にわたって奨学金を貸与する教育政策の観点から行われている事業であり、原資には、卒業した奨学生からの返還金や国の資金が充てられている。
- 政府の「新成長戦略」等を踏まえた奨学金の拡充等に国民から理解と信頼を得るためには、奨学金事業運営の課題や対応状況を「見える化」し、国民の理解が得られるよう改善することが必要。
- このため、第三者の立場から、国及びJASSOの奨学金事業運営の課題や対応状況を検証し、改善すべき点や、今後の奨学金業務の実施体制の在り方について提言を行う。

JASSOの奨学金業務改善のための抜本的改革

- 6つの重点課題について、JASSOが取り組むべき改善策について提言。
- 文部科学省など国では、JASSOの体制整備に係る財源確保や、JASSOによる業務改善の実施結果等を把握・評価し、必要な改善指導や環境整備等を行うことが必要。

1. 6つの重点的課題と対応策

(課題1) 運営会議、役員会の実質化によるPDCAサイクルの強化

- 運営会議や理事懇談会等による適切な業務目標の設定と業務管理
- 現場からの課題提起に対応する恒常的な検討の場の設置

(課題2) 課題や指摘を経営に取り込み、計画的・戦略的に組織改善

- 奨学事業全体を把握し戦略的に統括する部門の充実
- 業務を効率的に実施できるよう業務を集約化
- 文部科学省とJASSOの役割分担の明確化と一層の連携強化

(課題3) 円滑な業務実施に向けた適正な人材・育成・配置

- 管理部門から事業部門への人員の再配置など組織全体を見渡しての人員の再配置
- 本部と支部の役割分担の明確化と連携の強化を行うとともに、支部体制を強化
- 委託業務範囲の見直しとともに、業務の内容や量に応じて人員を再配置
- 専門職人材確保のための職員育成の取組の充実(昇任選考のあり方の見直し、研修の充実など)

1. 6つの重点的課題と対応策(続き)

(課題4)業務改善に向けた組織内情報の一層の共有化

- 職員への情報提供体制の充実(週1回の係打合せの実施など)

(課題5)奨学金業務の各プロセスにおける業務の迅速化等工夫改善

- 業務迅速化に必要な体制や基準の整備、手続きの簡素化等

(申請書類の精選、民間回収業者選定方法の工夫、機関保証に関する保証機関との細部基準の確定、制度の定期的検証)

(課題6)大学等との連携の一層の強化、奨学生に対する説明・広報の充実

2. 持続可能な奨学金業務の実施体制の構築

○今後10年間で更に見込まれる業務量の増加に対応するためには、組織体制の更なる充実や、持続可能な債権管理の在り方を検討することが必要。

(1)奨学金業務システム(イクシス)の最適化

- 奨学生や返還者の増加に備えたシステム等の抜本的な見直し

(2)業務の民間委託の一層の促進

- 更なる外部委託化など、必要な予算要求を含めた業務体制の充実

(3)新たな債権償却基準の設定

- 8年以上の債権など長期債権については、日本学生支援機構で定める債権の償却基準における新たな要件を検討

今後の奨学金業務の課題の進捗管理(モニタリング)体制の在り方

- JASSO内部におけるPDCAサイクルの強化
- JASSOの監査部門におけるチェック機能の強化
- 文部科学省独立行政法人評価委員会JASSO部会における進捗管理

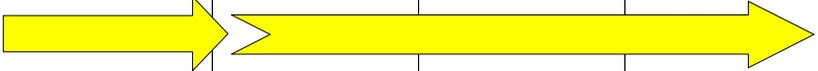
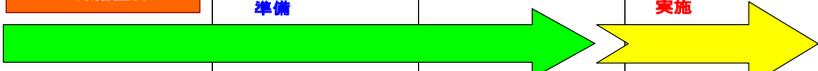
(独) 日本学生支援機構 奨学金業務運営改善・充実に向けた取組に係るアクションプラン

アクションプランとは

- (独)日本学生支援機構における奨学金業務運営改善・充実を図るため、文部科学省に設置した有識者会議において提言された、機構が取り組むべき重点的課題と対応策を実行するために、機構において策定した計画。
- 進捗状況等については、文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会日本学生支援機構部会において確認。
- アクションプランのうち、返還金の回収促進に向けた取組は以下のとおり。

【業務の民間委託の一層の促進】

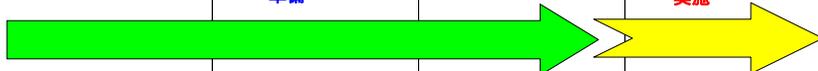
検証報告書の指摘事項(目標): 初期延滞債権への対応

スケジュール				担当部署〔〕内は関係部署	達成のための取組等	【達成(対応)状況】
22年8月まで	22年9月～12月	23年1月～3月	23年4月以降			
実施 			継続実施 	奨学金事業部(返還促進課) 〔奨学事業本部(奨学事業戦略室)〕	◆延滞の解消を図るためには、初期延滞の段階で集中的に督促を行うことが極めて重要であることから、督促架電、債権回収業務の全面的な民間委託を実施。 ◆これにより、延滞1年未満の延滞債権及び全体の回収率は向上。	対応済 (今後も継続して実施)
一部措置済 	準備 		実施 			
	・3ヶ月未満の延滞債権の架電督促		・措置後実施			
	・効果的委託方法の検討、予算要求		・措置後実施	奨学金事業部(返還促進課) 〔奨学事業本部(奨学事業戦略室)〕		

検証報告書の指摘事項(目標): 中長期延滞債権の回収強化

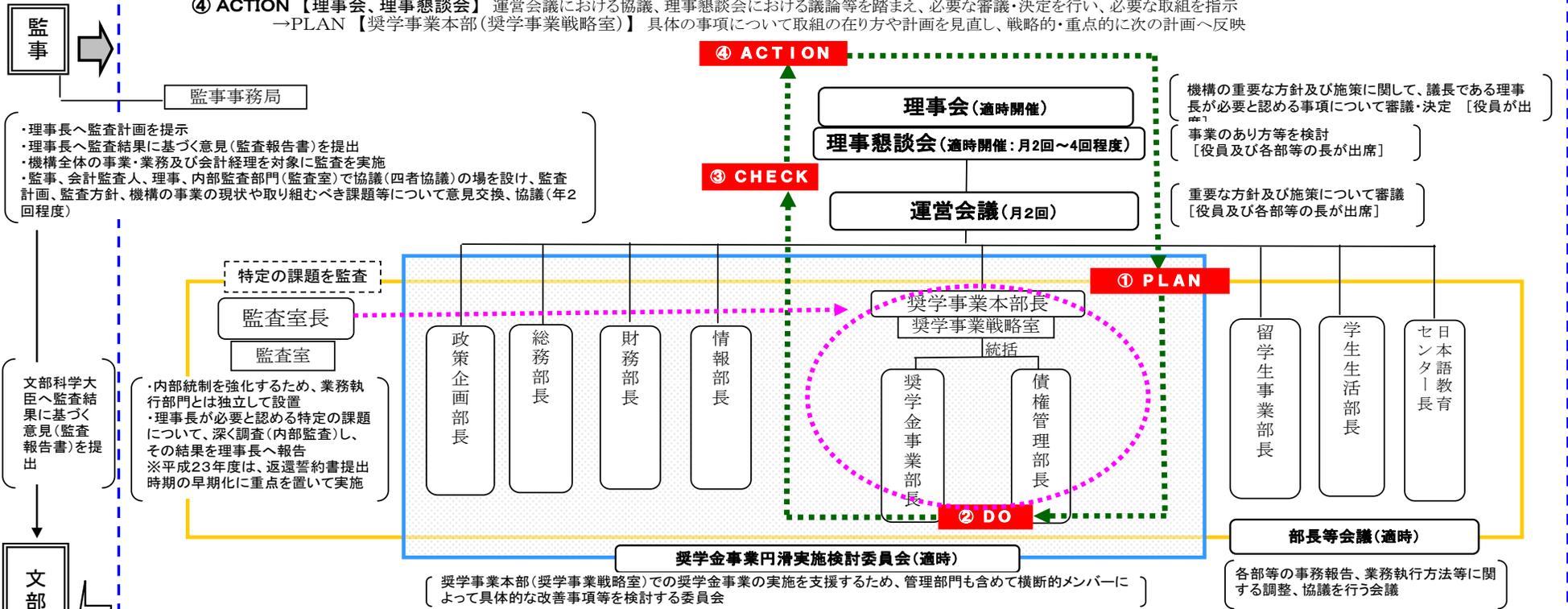
スケジュール				担当部署〔〕内は関係部署	達成のための取組等	【達成(対応)状況】
22年8月まで	22年9月～12月	23年1月～3月	23年4月以降			
一部措置済 	準備 		実施 	奨学金事業部(返還促進課) 債権管理部(法務課) 〔奨学事業本部(奨学事業戦略室)〕	◆中長期延滞債権については、より効果的に回収できるよう、回収委託の対象について検討し、延滞年数別に分け、対象を絞ったうえで業者委託を効果的に実施。 ◆これにより、1年以上8年未満の延滞債権の延滞抑制を図り、全体の回収率は向上。	対応済 (今後も継続して実施)
	・効果的委託方法の検討、予算要求		・措置後実施			

検証報告書の指摘事項(目標): 法的処理の円滑な実施等(財政融資資金実地監査(H20.5.21、財務省理財局))

スケジュール				担当部署〔〕内は関係部署	達成のための取組等	【達成(対応)状況】
22年8月まで	22年9月～12月	23年1月～3月	23年4月以降			
一部措置済 	準備 		実施 	債権管理部(法務課) 〔奨学事業本部(奨学事業戦略室)〕	◆平成22年度には「延滞債権に係る法的処理の方針について」及び「平成22年度法的処理実施計画」を、平成23年度には、「平成23年度法的処理実施計画」を策定し、一部手続きの外部委託を実施。 ◆法的処理の執行体制の構築や処理方針の策定を踏まえ、法務課の支部に対する指揮命令システムを明確化した組織改編を、平成22年8月に実施し、法的処理の円滑な実施に向け体制を改善。	対応済 (今後も継続して実施)
	・法的処理方針(8月策定)に基づく実施のための予算要求		・措置後実施			

1. 内部の枠組みによるもの : PlanningとCheck の機能を強化し、PDCAサイクルの円滑化を図る

- ① PLAN 【奨学事業本部(奨学事業戦略室)】 奨学金事業全般を統括し、各事項の取組方針を検討、計画策定
- ② DO 【奨学金事業部、債権管理部】 奨学金事業本部(奨学事業戦略室)で策定した計画に基づき、各事項に対する取組を実施
- ③ CHECK 【理事懇談会、運営会議、(理事会)】 奨学金事業の取組に関する進捗状況の報告に基づき、運営会議で協議するとともに、理事懇談会においても議論しつつ、必要に応じて理事会
- ④ ACTION 【理事会、理事懇談会】 運営会議における協議、理事懇談会における議論等を踏まえ、必要な審議・決定を行い、必要な取組を指示
→PLAN 【奨学事業本部(奨学事業戦略室)】 具体的事項について取組の在り方や計画を見直し、戦略的・重点的に次の計画へ反映



2. 外部有識者による検証委員会等を活用 : 外部の知見を活用し、より効果的な改善方策を検討

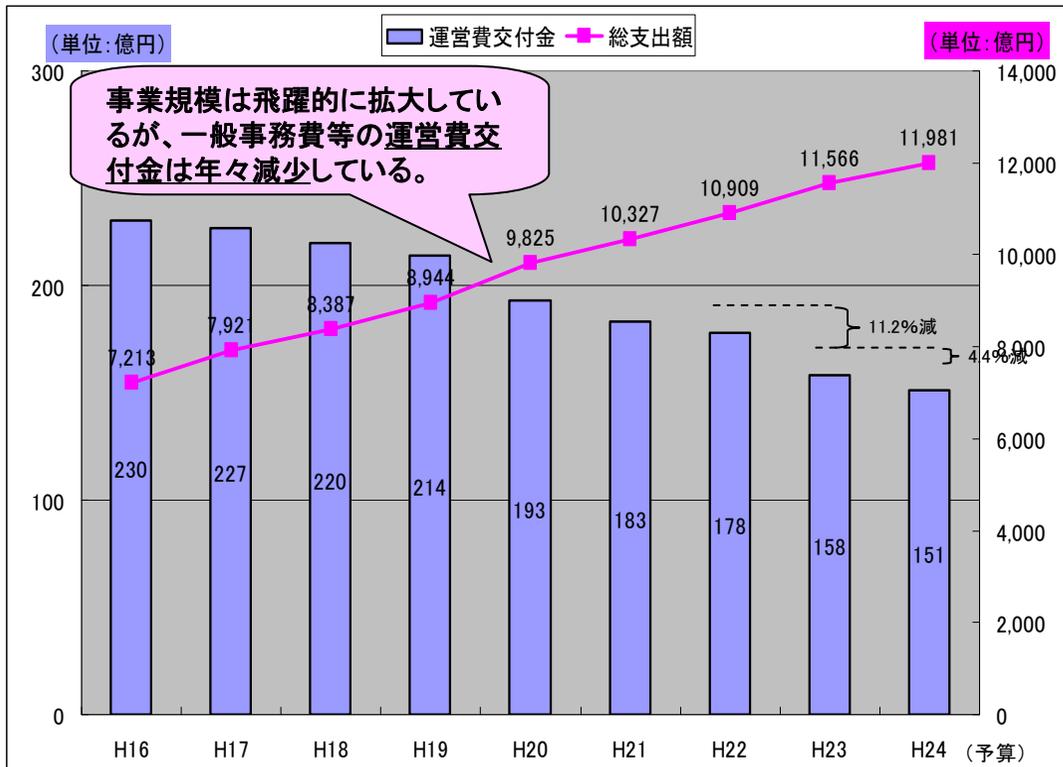
- ① 独立行政法人日本学生支援機構評価委員会
機構の中期計画、年度計画に基づいて業務が実施できているかを外部有識者で構成される委員会で評価
委員長: 佐伯浩 北海道大学総長 開催回数: 年2回(6月及び3月)
- ② 奨学金事業に関する委員会
回収促進策や機関保証事業に係る個別の取組などについて、外部有識者で構成される委員会で検証し、必要な改善策などを検討
 - ・返還促進策等検証委員会 委員長: 岩田弘三 武蔵野大学人間関係学部教授 開催回数: 4回(平成23年度実績)
 - ・機関保証制度検証委員会 委員長: 三隅隆司 一橋大学商学研究科教授 開催回数: 4回(平成23年度実績)

文部科学省 独立行政法人評価委員会 日本学生支援機構部会(年3回)
課題の進捗状況について、毎年度の実績評価の際に報告を受け、評価に活用

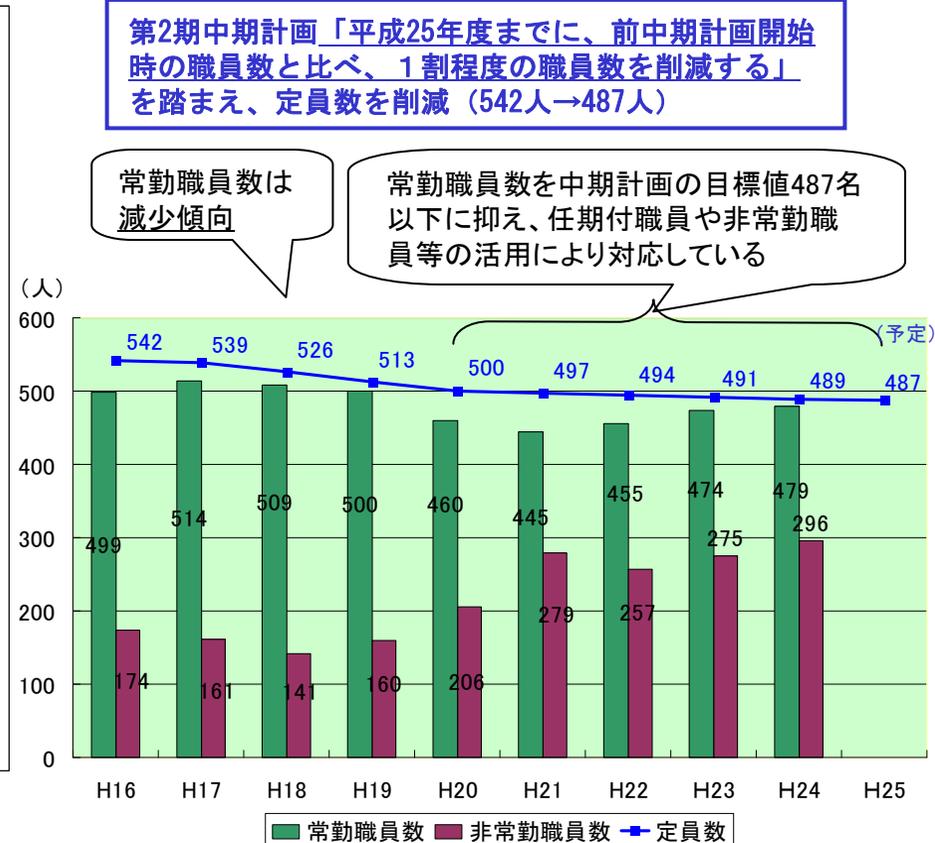
(独)日本学生支援機構の予算と人員数

- 奨学金貸与事業等の拡大に伴い、事業規模が拡大しているが、運営費交付金(一般管理費、留学生・学生支援等の事業費等)は毎年減少
- さらに効率的な運営を図るため第2期中期目標に従い職員数を削減

【運営費交付金等の推移(平成16~24年度)】



【常勤職員数等の推移(平成16~24年度)】



※時点は各年度4月1日

○ 奨学金事業の組織体制

・独立行政法人制度下、機構の組織・体制の強化に制約がある中で近年、事業規模が増加している状況にある。

	16年度（独法化）	23年度	対 比
貸付規模	6,820億円	1兆781億円	1.6倍
残高（前年度末）	3兆3,812億円	6兆7,576億円	2.0倍
役員員数	549人	498人	△9%

このような厳しい組織・体制のもとで、延滞債権が増加しているため、機構においては、平成21年度より外部委託による債権回収を本格的に実施している。

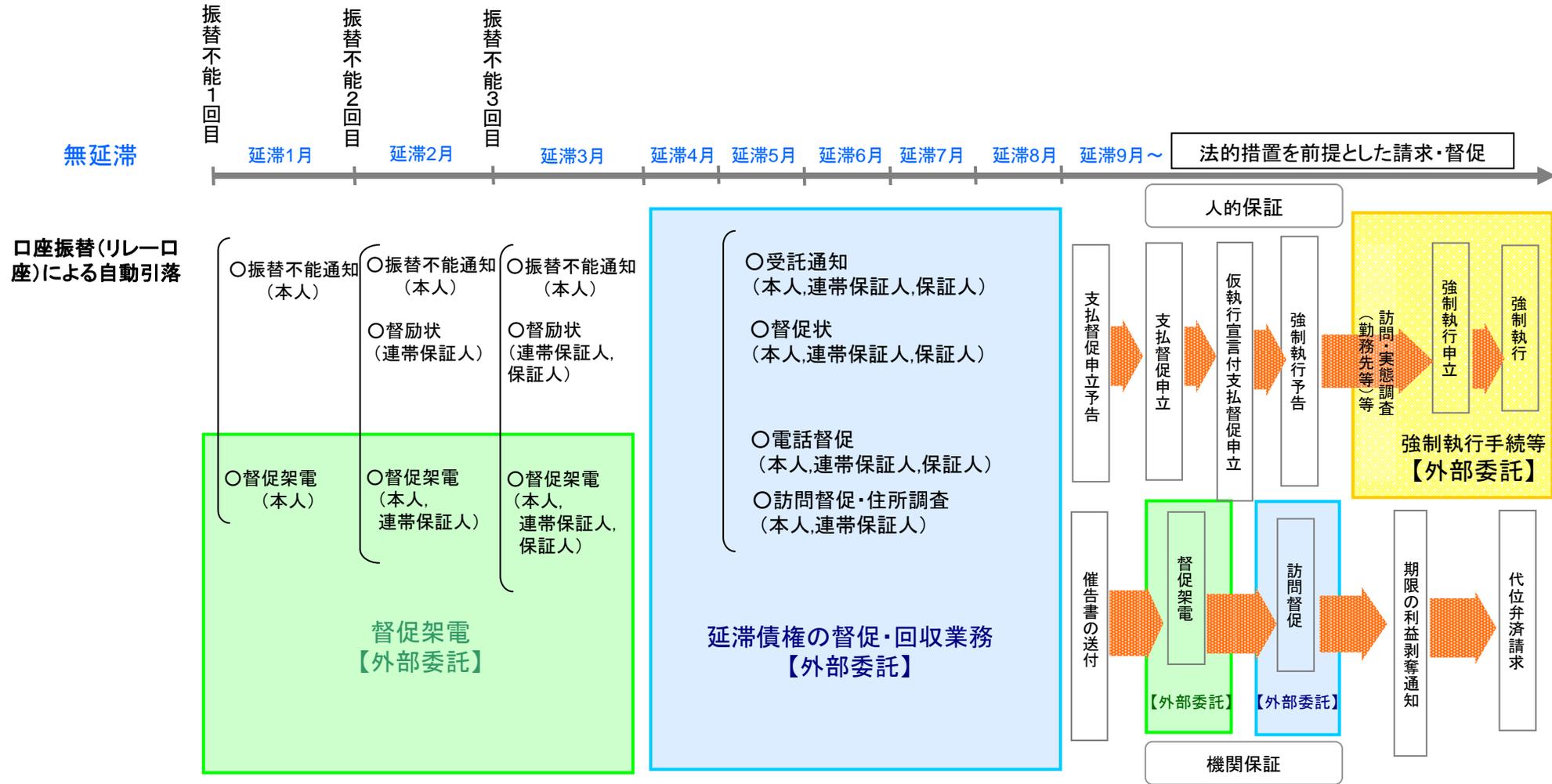
○ 外部委託の費用対効果

・延滞債権の回収にかかる外部委託の実施状況（※回収コストは回収金1000円当たりのコスト）

		21年度	22年度	23年度
新規延滞者 （延滞4～8月）	委託手数料	4百万円	104百万円	137百万円
	回収金額	77百万円	1,677百万円	1,933百万円
	回収コスト	52円	62円	71円
既延滞者	委託手数料	218百万円	201百万円	204百万円
	回収金額	2,023百万円	1,888百万円	2,041百万円
	回収コスト	108円	106円	100円

（注1） 上記金額は有利子及び無利子奨学金の合計額である。

（注2） 21年度の新規延滞者分にかかる外部委託は、10月以降の新規返還者で年度内に延滞が4月以上発生している債権が対象。



※委託先は債権回収会社(サービサー)

1. 奨学金の延滞者に関する属性調査(毎年)

奨学金の延滞者の属性を把握し、今後の奨学金回収方針に役立てることを目的とする。

本人の年収	延滞6ヶ月以上の者	
	人数	割合(%)
0円	770	20.0
1円～100万円未満	958	24.9
100～200万円未満	1,019	26.5
200～300万円未満	689	17.9
300～400万円未満	280	7.3
400万円以上	136	3.5
計	3,832	100.0

(平成22年度調査結果より一部抜粋)

本人の職業	延滞6ヶ月以上の者	
	人数	割合(%)
正社員・正職員	1,073	27.4
派遣・臨時職員	521	13.3
アルバイト・パート等	980	25.1
自営業・経営者	148	3.8
休職中(病気療養中を含む)	173	4.4
失業中・無職	653	16.7
専業主婦(夫)	240	6.1
在学中(留学を含む)	48	1.2
その他	73	1.9
計	3,909	100.0

○調査対象:

- ① 平成22年12月において、延滞6ヶ月以上の者(89,555人)
→ 有効回答数:3,956人(4.4%)
- ② 平成22年12月において、奨学金返還を延滞していない者のうち無作為に抽出した9,721人
→ 有効回答数:2,669人(27.5%)

2. 奨学事業に関する実態調査(3年毎)

学校、地方公共団体及び個人等が行う奨学金の規模、事業内容等について実態を把握し、我が国の奨学事業の発展に資することを目的とする。

3. 米国における奨学制度に関する調査(平成20年度実施)

米国の奨学金制度の動向について、授業料の高騰等を背景とする奨学金制度の改善や、奨学金貸付市場の影響による制度改正等の動向、これらの連邦政府の制度改正等を受けた大学等の具体的な取組を把握し、今後の高等教育財政の施策の検討に資することを目的に調査を行った。

4. 学生生活調査(2年毎)

学生の標準的な学生生活状況を把握し、学生生活支援事業の改善を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

※調査の集計結果は、政府における教育政策の実施にかかる資料として分析するほか、新聞、進学雑誌等で掲載され、大学進学を目指す方に、大学で必要な費用の目安として参考になっている。

奨学金貸与の充実

○「緊急採用奨学金」(無利子)を拡充(平成23年度予算)

災害等により家計が急変し学資の支弁が困難となった学生等からの申込みを随時受け付けて奨学金を貸与。

(当初予算：23億円＋ 補正予算(第1号)：35億円)

○「無利子奨学金」を拡充(平成24年度予算(復旧・復興枠))

東日本大震災の被災世帯の学生等を優先的に採用。(当初予算：50億円(6,500人))



返還・回収における柔軟な対応

○減額返還制度の新設(平成23年1月新設)

一定期間(最長10年間)、割賦金額の半額での返還を認め、返還者の負担を軽減。(返還金の回収促進と延滞を抑制)

○延滞状態にある者に対する返還期限猶予の承認(平成23年4月)

延滞を解消しない限り承認不可 → 災害に起因する理由の場合には承認可能

○返還期限猶予承認の手続きの簡素化・明確化

災害に起因する理由の場合は、毎年度の申請に基づき、事由が続く限り返還期限の猶予が可能。

毎年度の申請に当たり、罹災証明書の提出が必要 → 激甚災害の場合は、罹災証明書は初回申請時に提出し、2年目以降は経済困難な状況を証明する書類(所得証明書等)により、罹災状況が継続していることを確認し、猶予を継続

○私的整理ガイドラインへの対応(平成23年8月～)

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)が策定され、平成23年8月22日から、このガイドラインに基づく私的整理が適用開始となったことを受け、奨学金の返還に係る債務がガイドラインによる債務整理の対象となり得ることから、その旨をJASSOのホームページにて周知。返還者からの相談に対応。

V. 今後の課題

○ 経緯

- 「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月 政府・与党社会保障改革本部決定)において、社会保障・税番号制度(以下「番号制度」)の導入については「社会保障給付や負担の公平性、明確性を確保するためのインフラとして、社会保障・税番号の早期導入を図っていかねばならない」とされており、今通常国会へ「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「マイナンバー法」。)」が提出されたところ(本制度の利用開始は平成27年1月以降)。
- (独)日本学生支援機構が実施する奨学金貸与事業は、同番号制度で扱うこととしている社会保障分野とは厳密にいえないものの、低所得者に対する支援という観点から社会保障に類する事務として、マイナンバー法において機構の奨学金貸与事務が規定されている。

○ 奨学金の業務と番号制度導入後に期待される効果

【奨学金の業務】

- 奨学金の貸与関係事務において、学生等本人(連帯保証人、保証人含む)の住所関係情報、所得関係情報等を把握するため、在学する学校等を通じて学生等本人が、戸籍抄本や所得証明書等の各種証明書を提出することとなっている。

【期待される効果】

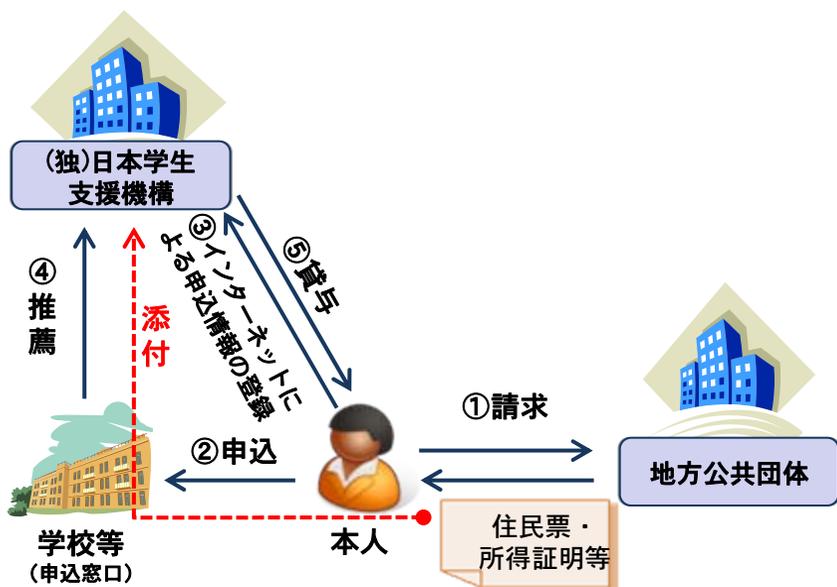
- 番号制度を奨学金関係事務に導入することで、学生等本人の各種証明書の取得に係る負担及び機構・学校の書類確認に係る事務負担が減少するとともに、延滞者等の住所情報を速やかに把握できることにより、機構の住所照会等に係る事務負担が大幅に減少。
 - 「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の導入により、返還猶予申請件数の増加が予想されるが、所得捕捉に係る事務負担が減少。
- ※ マイナンバー法は施行5年後(平成31年以降)に見直しを図ることとしており、民間企業等も含めた利用範囲の再検討も行われる予定。
- ※ 返還者等の所得の捕捉が可能となることで、イギリス、オーストラリア等で導入されている所得連動型奨学金制度の導入も検討可能。

○ 今後の課題等

- 内閣府・総務省令の整備(番号制度で扱う情報、事務の詳細な規定) → マイナンバー法成立後、各府省協議を経て整備予定
- 本格的な所得連動型奨学金制度の導入検討
- 機構と学校との間の事務の整理(個人番号を含む情報の管理・運営方法等)
- 機構の奨学金業務システムの整備

現 状

奨学金の貸与申込に当たっては申込者本人に住所、家族構成、本人の家計支持者の収入に関する証明書等を学校等を通じて添付書類として提出させ、機構及び学校等において書類の確認を行っている。



今 後

番号制度導入後は、機構と地方公共団体間で住所、家族構成、家計支持者の収入に関する情報について情報照会／提供を行うことで、申込者本人の各種証明書の取得、添付の負担及び機構、学校等の書類確認に係る事務負担が軽減するとともに、収入、家族構成等の正確な把握が期待できる。

